

令和8年 第1回 定例会

報告 議案 参考資料

諮問第1号

人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて

氏 名 大橋 博哉 (おおはし ひろや)

住 所 [Redacted]

生年月日 [Redacted]

任 期 令和8年7月1日 ~ 令和11年6月30日

職 歴 [Redacted] [Redacted]
[Redacted] [Redacted]
[Redacted] [Redacted]
[Redacted] [Redacted]

以上

「人権擁護委員の職務について」

人権擁護委員は、「人権擁護委員法」に基づいて、法務大臣から委嘱され、その職務を行っています。

この制度は、様々な分野の人たちが、地域の中で人権思想を広め、人権が侵害されないように配慮して、人権を擁護していくことが望ましいという考えから設けられたもので、人権擁護委員の活動は主に次の3つです。

- (1) 人権相談に応じる。
- (2) 人権侵害による被害者を救済するための活動をする。
- (3) 国民一人ひとりの人権意識を高めるため、様々な人権啓発活動を行う。

○その具体的な活動としては、以下のとおりです。

(1) 人権相談所

①常設相談所 津地方法務局及び桑名支局内において毎日、県内の人権擁護委員が交代で様々な相談に応じています。

- ①みんなの人権110番（電話での相談）
- ②子どもの人権110番（電話での相談）
- ③女性の人権ホットライン（電話での相談）
- ④子どもの人権SOSミニレター（手紙での相談）

②特設相談所 いなべ市内の公共施設において毎月1回、いなべ市人権擁護委員が交代で様々な相談に応じています。

(2) 人権侵害による被害者の救済

「人権を侵害された」という被害者からの申告を受けた場合、法務局の職員と協力して、情報の収集、調査、処理に当たります。

また、調査途中に当事者の主張や利害を調整し、円満な解決を図ることも行います。

(3) 人権啓発活動

- ①街頭啓発（人権週間に合わせ市内各所で実施）
- ②人権の花運動（人権擁護委員が地元の小学校と協力し、子どもたちが花を育てることを通じて、「いのちの大切さ」や「相手への思いやり」という人権尊重の意識をはぐくむ活動）
- ③人権教室（学校訪問や学習の時間などの機会に、冊子・ビデオなどを使用して思いやりの大切さを伝える活動）
- ④人権作文コンテスト（中学生を対象に、作文を書くことを通じて人権尊重の必要性、豊かな人権感覚を身に付けることを目的として実施）

同意第1号

いなべ市固定資産評価審査委員会の委員の選任につき同意を求めることについて

氏名 羽場 康廣 (はば やすひろ)

住所 [Redacted]

生年月日 [Redacted]

任期 令和8年4月1日 ~ 令和11年3月31日

職歴 [Redacted] [Redacted]
[Redacted] [Redacted]
[Redacted] [Redacted]
[Redacted] [Redacted]

以上

「固定資産評価審査委員会の職務について」

固定資産評価審査委員会は、固定資産課税台帳に登録された価格（評価額）に対する納税者の不服を審査・決定するため、地方税法に基づき設置された中立的、専門的な機関です。

固定資産の価格（評価額）が適正か否かについて審査を行います。

委員の選任

固定資産評価審査委員会の委員は、いなべ市の住民、市税の納税義務がある者又は固定資産の評価について学識経験を有する者のうちから、議会の同意を得て、市長が選任します。（地方税法第423条第3項）

審査申出ができる事項

固定資産課税台帳に登録された価格に不服がある場合は、固定資産評価審査委員会に審査を申し出ることができます。ただし、評価替え以外の年度は、家屋の新築及び増改築、土地の地目変更の場合などを除いては申し出ることはできません。

審査申出ができる方

固定資産税の納税者（課税年度の賦課期日である、1月1日現在の固定資産の所有者）

審査申出の期間

固定資産課税台帳に価格等を登録した旨の公示の日から、納税通知書の交付を受けた日後3か月間です。なお、土地及び家屋価格等縦覧帳簿を縦覧に供した日以後に価格の修正等があった場合は、その通知を受けた日から3か月以内となります。

議案第3号

いなべ市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について

非常勤消防団員等に対する損害補償に係る補償基礎額及び補償基礎額の加算額を改定します。

1 補償基礎額表

階級	勤務年数		
	10年未満	10年以上 20年未満	20年以上
団長、副団長及び 指揮隊長	13,340円 (12,900円)	14,170円 (13,700円)	15,000円 (14,500円)
分団長及び副分団長	11,670円 (11,300円)	12,500円 (12,100円)	13,340円 (12,900円)
部長、班長及び団員	10,000円 (9,700円)	10,840円 (10,500円)	11,670円 (11,300円)

備考 ()内は現行の補償基礎額

2 消防作業従事者等の補償基礎額

補償基礎額の最低額を9,700円から10,000円へ増額

補償基礎額の最高額を14,500円から15,000円へ増額

3 扶養に係る補償基礎額の加算額

		廃止 (第1号)	第1号 (第2号)	第2号 (第3号)	第3号 (第4号)	第4号 (第5号)	第5号 (第6号)
区分		配偶者 (婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の実情になる者を含む)	22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子	22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫	60歳以上の父母及び祖父母	22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹	重度心身障害者
令和7年度	加算額	(100円)	(383円)	217円 (217円)			
令和8年度	加算額	廃止	433円				

備考 ()内は現行の加算額

議案第4号

いなべ市避難行動要支援者名簿情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について

災害対策基本法等の一部を改正する法律の施行に伴い、市条例で引用する号が繰り下げられたため、いなべ市避難行動要支援者名簿情報の提供に関する条例の一部を改正します。

災害対策基本法第8条（施策における防災上の配慮等）の改正内容
 第8条第2項 国及び地方公共団体は、災害の発生を予防し、又は災害の拡大を防止するため、特に次に掲げる事項の実施に努めなければならない。

改正前	改正後	内容
-	(14)	被災者の援護に従事する者が災害は発生した地域において円滑かつ効率的に活動を行うことができる環境の整備に関する事項
(14)	(15)	被災者の心身の健康の確保、居住の場所の確保その他被災者の保護に関する事項
-	(16)	被災者の生活の再建に関する事項
(15)	(17)	高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）に対する防災上必要な措置に関する事項

議案第5号

いなべ市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及びいなべ市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

小学校就学の始期から小学3年生までの子を養育する職員が安心して仕事と育児を両立できるよう「子育て部分休暇」を新設する。

1 目的

子を養育する職員の仕事と育児の両立を支援するため、「地方公務員の育児休業等に関する法律」に基づく部分休業期間の補完を目的とした「子育て部分休暇」を新設する。

2 経緯

現状では、小学校就学前の子を持つ職員は「地方公務員の育児休業等に関する法律」に基づき、1日最大2時間までの部分休業を取得できるが、子どもが小学校に入学すると取得できなくなる。

近年、全国的に、小学校就学児を養育する職員を対象とした「子育て部分休暇」制度を新設する自治体が増えてきており、調べ得る限りでは全国135団体で導入済みである。

3 改正内容

項目	内容
子の対象年齢	小学校就学始期から9歳に達した日以後の最初の3月31日まで (小学1年生～小学3年生)
取得可能時間	1日につき2時間まで
取得単位	30分単位
給与の取扱	無給 ※勤勉手当については、取得日数に応じて算定対象の勤務期間から取得日数分を除算する。

議案第6号

いなべ市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例の制定について

地方自治法施行令等の一部を改正する政令の公布に伴い、e L T A Xを用いて納付するものとして普通地方公共団体の長が指定する公金の収納事務を地方税共同機構に行わせることに関する規定が追加されたことにより、市の条例において引用している条が繰り下げられたことによる改正です。

地方自治法施行令の改正内容（市条例関係部分）

現行	改正後	内容
-	第173条の4	特定歳入等の収納について定める条項
第173条の4	第173条の5	普通地方公共団体の長等の損害賠償責任の一部免責の基準等を定める条項 ○普通地方公共団体の長等の分類と基準額 (1) 地方警務官以外の長等 基準給与年額に次の数を乗じて算出した額 ア 普通地方公共団体の長 6 イ 副知事、副市町村長など 4 ウ 各種委員 2 エ 普通職員 1 (2) 地方警務官 基準給与年額に次の数を乗じて算出した額 ア 警視総監又は県警察本部長 2 イ その他の地方警務官 1

議案第7号

いなべ市福祉医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について

条例改正の概要

医療機関受診時にマイナ保険証を提示することにより、福祉医療費受給資格証の提示を省略することができるように条例を改正します。

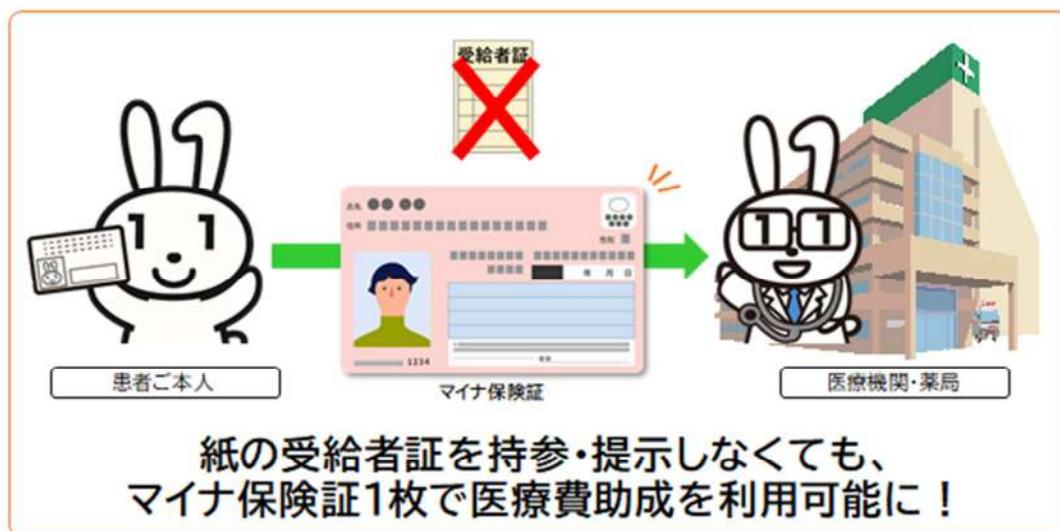
医療機関受診時の受給資格証提示について

【改正前】

健康保険情報が分かるもの（マイナ保険証、資格確認証など）と福祉医療費受給資格証の提示が必要

【改正後 ※令和8年4月1日から】

マイナ保険証の提示により福祉医療費受給資格証の提示を省略可能



議案第8号

いなべ市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

子ども・子育て支援納付金分を賦課するとともに、いなべ市国民健康保険税率を三重県が示す標準保険料率に合わせます。

国保財政運営は県域化に伴い、県が各市町から国保運営に必要な国保事業費納付金を徴収し、各市町が負担する医療費を県が保険給付費等交付金として各市町に交付する方式となっています。

県は、各市町の「所得水準」により**国保事業費納付金**を決定します。

国保事業費納付金の支払いに必要な額を確保できるのが『**標準保険税率**』です。

いなべ市国民健康保険税率 前年度との比較

区分		所得割額	均等割額	平等割額	18歳以上均等割額
医療分	令和7年度	7.97%	27,700円	14,800円	—
	令和8年度	6.77%	24,500円	12,800円	—
	差	▲1.20%	▲3,200円	▲2,000円	—
後期分	令和7年度	3.10%	10,700円	5,700円	—
	令和8年度	3.05%	11,000円	5,800円	—
	差	▲0.05%	300円	100円	—
介護分	令和7年度	3.02%	11,200円	4,400円	—
	令和8年度	3.01%	11,200円	4,400円	—
	差	▲0.01%	0円	0円	—
子ども分	令和7年度	—	—	—	—
	令和8年度	0.28%	1,000円	500円	100円
	差	0.28%	1,000円	500円	100円

国民健康保険税（1年間）の比較 モデルケースによる算定例

【50歳 課税所得107万円 1人世帯の場合】 ※いなべ市被保険者のうち最も多い所得階層

区分	年税額	1期分	2期分	3期分	4期分	5期分	6期分	7期分	8期分	9期分
令和7年度	225,100	25,100	25,000	25,000	25,000	25,000	25,000	25,000	25,000	25,000
令和8年度	211,100	23,900	23,400	23,400	23,400	23,400	23,400	23,400	23,400	23,400
差額	-14,000	-1,200	-1,600	-1,600	-1,600	-1,600	-1,600	-1,600	-1,600	-1,600

【年金収入約151万円（課税所得0万円） 1人世帯の場合】 ※最低課税額 7割軽減対象

区分	年税額	1期分	2期分	3期分	4期分	5期分	6期分	7期分	8期分	9期分
令和7年度	17,600	2,400	1,900	1,900	1,900	1,900	1,900	1,900	1,900	1,900
令和8年度	16,400	2,000	1,800	1,800	1,800	1,800	1,800	1,800	1,800	1,800
差額	-1,200	-400	-100	-100	-100	-100	-100	-100	-100	-100

海外から入国した被保険者における入国初年度の国民健康保険税の前納制度について規定を設けます。

海外からの転入者における保険税の未納が問題となっているため、1月1日以降に海外から入国した被保険者における入国初年度の国民健康保険税について前納制度を設け、保険税額の算定を行った日の属する月の翌月末を前納の納期限とします。

ケース①

令和8年4月に入国（本人が世帯主）

⇒令和8年度分は前納の対象

令和8年度分の課税額（12か月分）を1期（令和8年7月31日期限）として設定

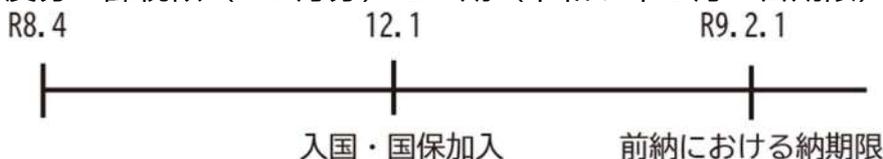


ケース②

令和8年12月に入国（本人が世帯主）

⇒令和8年度分は前納の対象、令和9年度分は対象外

令和8年度分の課税額（4か月分）を7期（令和9年2月1日期限）として設定



ケース③

令和9年1月2日以降に入国（本人が世帯主）

⇒令和8年度分、令和9年度分ともに前納の対象

令和8年度分の課税額（3か月分）を8期（令和9年3月1日期限）として設定

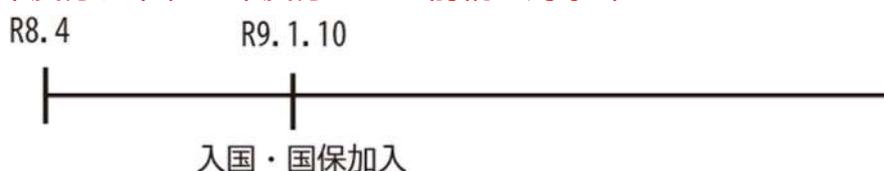
令和9年度分の課税額（12か月分）を1期（令和9年7月31日期限）として設定



ケース④

令和9年1月2日以降に入国（本人が被保険者、世帯主は令和8年1月1日以前から国内在住）

⇒令和8年度分、令和9年度分ともに前納の対象外



議案第9号

いなべ市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

1 経緯

令和7年度税制改正において、給与所得控除について最低保障額を引き上げる見直しが行われたことにより、一部の被保険者について、合計所得金額が減少し、本人非課税者となる、又は市町村民税世帯非課税者となることが生じ、その場合に一部の被保険者の標準段階の移動が生じることになります。

令和6年度～令和8年度の介護保険事業計画における、一部の被保険者の標準段階の移動による、一時的な保険料収入不足を防ぐ趣旨で、介護保険法施行令の一部が改正されたため、今回の条例改正を行います。

2 改正内容

合計所得金額の判定（附則第7条）、市町村民税の課税・非課税の判定（附則第8条）において、令和7年度税制改正前の給与所得控除の算定方法を用いた判定となるよう措置を行います。

※ 上記の措置は、令和8年1月1日及び令和8年4月1日にいなべ市に住所を有する者に限る。

議案第10号

いなべ市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の制定について

児童福祉法等が改正されたことに伴うこども家庭庁関係の内閣府令が公布されたこと等により、次の3つの条例を改正します。

- ① いなべ市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例
- ② いなべ市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例
- ③ いなべ市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例

主な改正内容

1 児童福祉法等の一部を改正する法律（令和7年法律第29号）関係

【実施内容】3歳から5歳までのこどものみを対象とする小規模保育事業の創設
 【影響のある条例】①、②

2 児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴うこども家庭庁関係内閣府令の整備等に関する内閣府令（令和7年内閣府令第80号）関係

【実施内容】(1) 保育施設等における虐待対応の強化
 (2) 地域限定保育士の一般制度化

【影響のある条例】(1) は①、②、③
 (2) は②、③

・上記1、2は保育の体制の整備に係る特例の一般制度化のため実施されます。

3 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する内閣府令（令和7年内閣府令第82号）関係

【実施内容】乳幼児健康診査による保育所等の健康診断の代替

・保育所等において利用乳幼児に対する健康診断の全部又は一部を行わないことができる場合の追加のため実施されます。

【影響のある条例】③

4 乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する内閣府令（令和7年内閣府令第96号）関係

【実施内容】現行の規定の文言等の整理を行うもの

・実質的な基準の変更ではなく、現行の規定の文言等の整理を行うため実施されます。

【影響のある条例】③

議案第11号

いなべ市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について

1 制定理由

子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和6年法律第47号）の公布により、乳児等通園支援事業が令和8年4月1日から給付化され、乳児等通園支援事業者は、市から子ども・子育て支援法に基づく確認を受けることにより、特定乳児等通園支援事業者として給付を受けることができるようになります。

市が確認を行う特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準については、特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準（令和7年内閣府令第95号）で定める基準に従い、又はその基準を参酌して定めるものとされています。

本条例は、同府令に準じて、市が乳児等通園支援事業を実施する事業者に対して給付費を支給する特定乳児等通園支援事業について、具体的な運営に関する基準を定めるものです。

2 条例の主な内容

本事業の多様な実施事業者が特定乳児等通園支援事業を実施する場合に、特にその運営に関して遵守すべき基準を定めるものです。

- (1) 特定乳児等通園支援事業に係る運営の基準
- (2) 事業者が定める利用定員に関する基準
- (3) 運営に当たり遵守すべき事項
緊急時等の対応、虐待等の禁止、秘密保持、記録等の管理等
- (4) 計画その他事業の実施に当たり必要となる関係事項

3 施行日

令和8年4月1日

議案第12号

いなべ市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

予防接種法の改正により、予防接種事務がデジタル化され、マイナンバー（個人番号）を利用したシステムが運用されます。

予防接種法による予防接種（定期接種）以外の予防接種（任意接種）に関する事務もこの仕組みを採用する場合は、独自利用するマイナンバーの利用範囲を条例に追加する必要があります。

定期接種と任意接種の例

定期接種	任意接種
B型肝炎、小児の肺炎球菌五種混合（ジフテリア、百日せき、破傷風、ポリオ、h i b感染症の混合ワクチン）、BCG（結核）、日本脳炎、水ぼうそう、子宮頸がん、MR（はしか・風しんの混合ワクチン）	<p><一般的なもの> 小児の季節性インフルエンザ おたふく風邪</p> <p><海外渡航の際、接種を検討するもの> 黄熱、狂犬病、コレラ、腸チフス及びダニ媒介性脳炎</p>

追加する独自利用するマイナンバーの利用範囲

- (1) 予防接種法による予防接種情報
- (2) 住民票関係情報

議案第13号

いなべ市手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について

- 1 地籍調査事業における登記完了後の成果の写しの交付手数料を新たに徴収します。

地籍調査事業における登記完了後の成果については、各自治体で管理していますが、これまで、成果の写しを交付する際、手数料を徴収していませんでした。受益者負担の概念に従い、本来、手数料を徴収すべきであるため、手数料を徴収している他の自治体に倣い、条例を改正します。

- 2 地籍調査事業における登記完了後の成果の写しの交付内容

【改正内容】

地籍調査に関する一筆地積測量図の交付手数料 1筆につき 500円

地籍調査に関する地籍集成図の交付手数料 1枚につき 500円

地籍調査に関する地番別座標一覧表の交付手数料 1枚につき 500円

- 3 施行日

令和8年4月1日

議案第15号

いなべ市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

放課後児童支援員に必要な資格に地域限定保育士を加えるため、条例を改正します。

放課後児童クラブの実施には「放課後児童支援員」を配置する必要があります。

1 放課後児童支援員とは

放課後児童クラブに従事し主に児童の保育、支援等を行う職員のことです。

国が示し、都道府県が実施する「放課後児童支援員認定研修」を修了した者が放課後児童支援員になれます。

また、いなべ市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（以下「条例」といいます。）で放課後児童クラブに2人以上（内1人は補助員に代えることができる）配置することとなっています。

2 放課後児童支援員認定研修について

放課後児童支援員認定研修は都道府県が実施しています。

受講要綱には、条例第10条第3項で定められた者が受講可能となっています。例として、「保育士の資格を有する者」、「社会福祉士の資格を有する者」、「教育職員免許法第4条に規定する免許状を有する者」等があります。

受講者は、既定の講座の受講、レポート提出等を行い、都道府県に認められた者が認定されます。

議案第16号

いなべ市体育施設条例の一部を改正する条例の制定について

いなべ市体育施設のうち北勢プール等を廃止し、一部体育施設に新たに多目的室、会議室及び冷暖房設備を設置するため、条例を改正します。

- 1 北勢プールを廃止するため、第2条及び別表その3の表から削ります。
- 2 員弁運動公園体育館のサーキットトレーニング室及びステージを廃止するため、別表その1から削ります。
- 3 大安スポーツ公園体育館に新たに多目的室を設置し、体育館アリーナ及び多目的室に冷暖房施設を設置するため、別表その1に加え、使用料を定めます。
- 4 大安海洋センター体育館に新たに会議室を設置し、会議室に冷暖房設備を設置するため、別表その1に加え、使用料を定めます。
- 5 新たに設置する設備等の使用料

施設名	使用面	市内者	市外者	
大安スポーツ公園体育館	多目的室	200	400	
	冷暖房設備	全面	1,000	2,000
		1 / 2 使用	500	1,000
		多目的室	200	400
大安海洋センター体育館	会議室	100	200	
	冷暖房設備(会議室)	100	200	

備考

- (1) 市内者とは、市内に住所を有する者又は市内に勤務する者をいう。
- (2) 市外者とは、上記以外の者をいう。
- (3) 上記の使用料は、30分当たりの金額をいう。

議案第17号

いなべ市学校施設の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定について

小学校体育館、中学校体育館及び武道場に新たに冷暖房設備を設置するため、条例を改正します。

- 1 小学校体育館に冷暖房施設を設置するため、別表に加え、使用料を定めます。
- 2 中学校体育館及び武道場に冷暖房施設を設置するため、別表に加え、使用料を定めます。
- 3 新たに設置する設備の使用料

学校区分	施設名	区分	使用料
小学校施設	冷暖房設備(体育館)		400
中学校施設	冷暖房設備	体育館全面	800
		体育館1 / 2 使用	400
		武道場	400

備考 上記の使用料は、30分当たりの金額をいう。

議案第18号

財産の無償譲渡について
(東一色自治会への無償譲渡)

相手方 東一色自治会

代表者 自治会長 清水 厚博 (しみず あつひろ)

所在地 三重県いなべ市員弁町東一色3312番地

用途 公園

位置図



議案第19号

財産の処分について
(防災用緊急資材置場)

相手方 MTホールディングス株式会社

代表者 代表取締役社長 竹林 憲明 (たけばやし のりあき)

所在地 三重県津市垂水99番地1

資本金 10,000,000円

従業員数 45人(令和7年3月末現在)

実績 (1) 令和6年度 三重トヨタ自動車株式会社
鈴鹿店新築工事 (鈴鹿市)

整備費用 738,000,000円

(2) 令和5年度 三重トヨタ自動車株式会社
本店第二工場新築工事(津市)

整備費用 380,000,000円

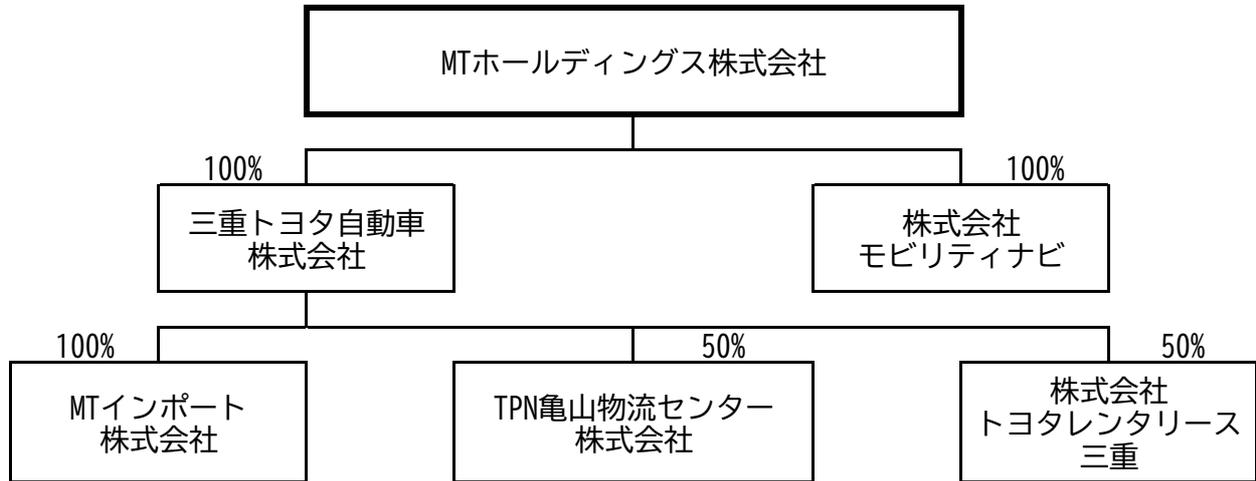
用途 三重トヨタ自動車株式会社の新規営業拠点

位置図



三重トヨタグループ会社

※（パーセントは出資比率）

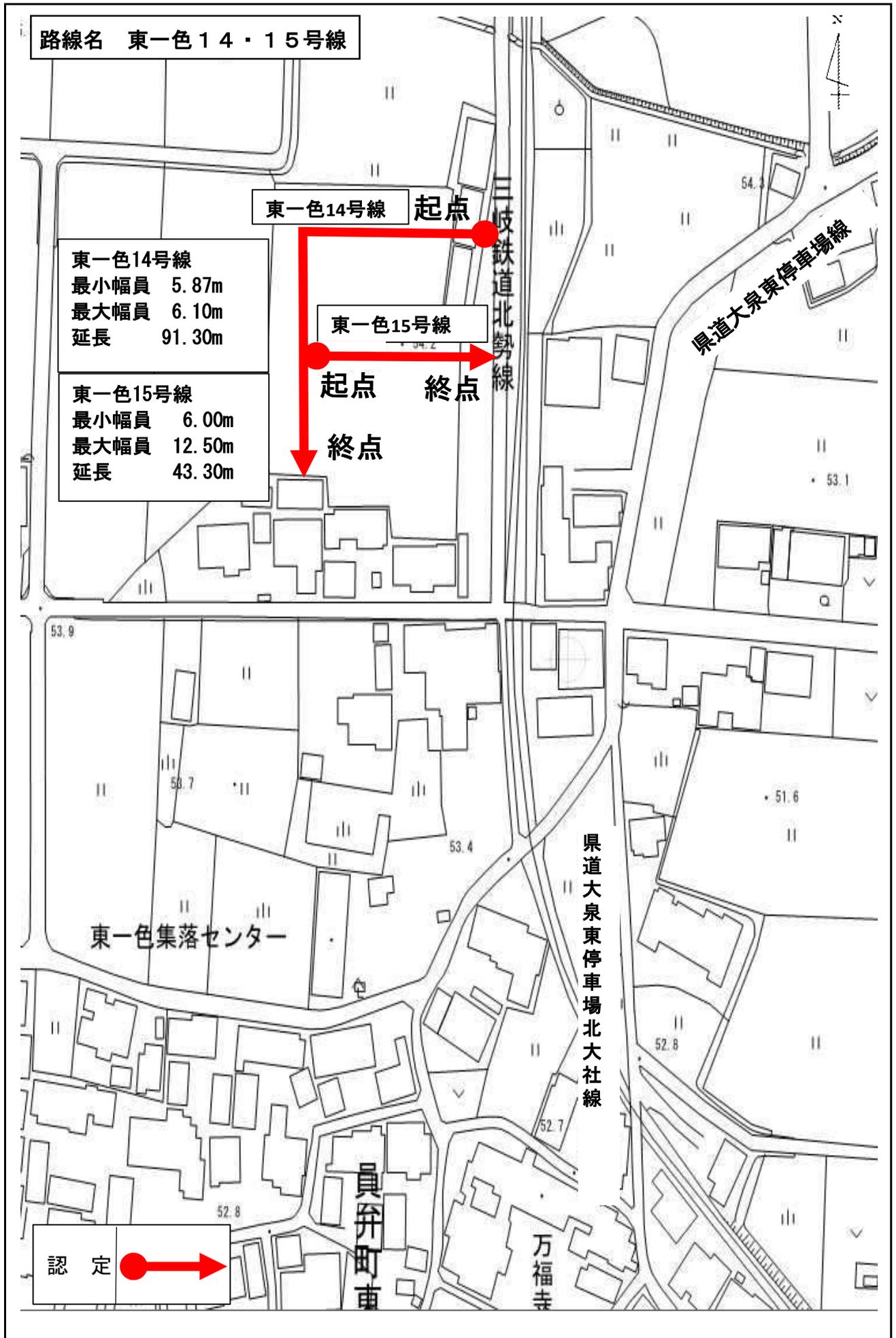


路線名 上笠田15号線

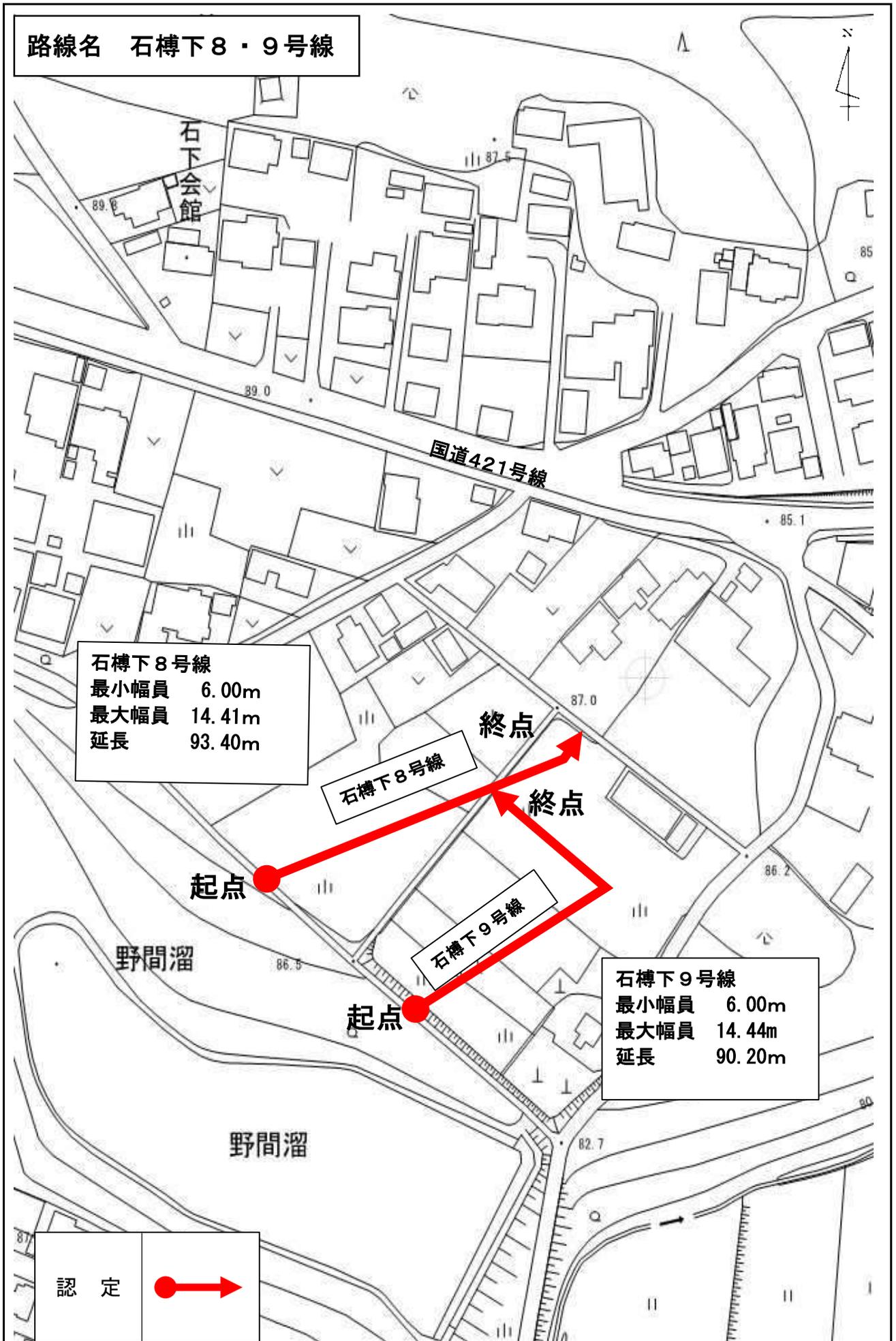




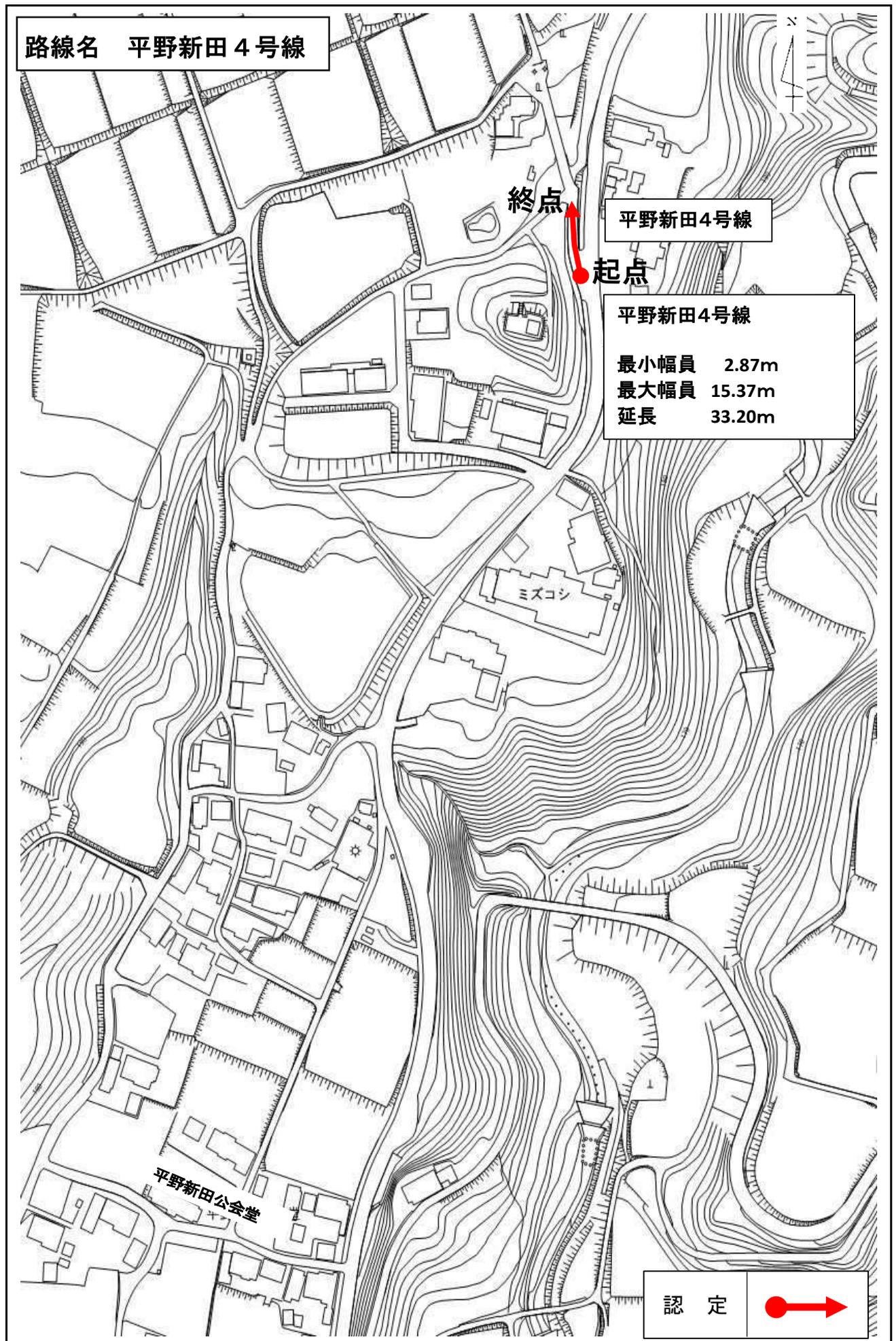
平面図



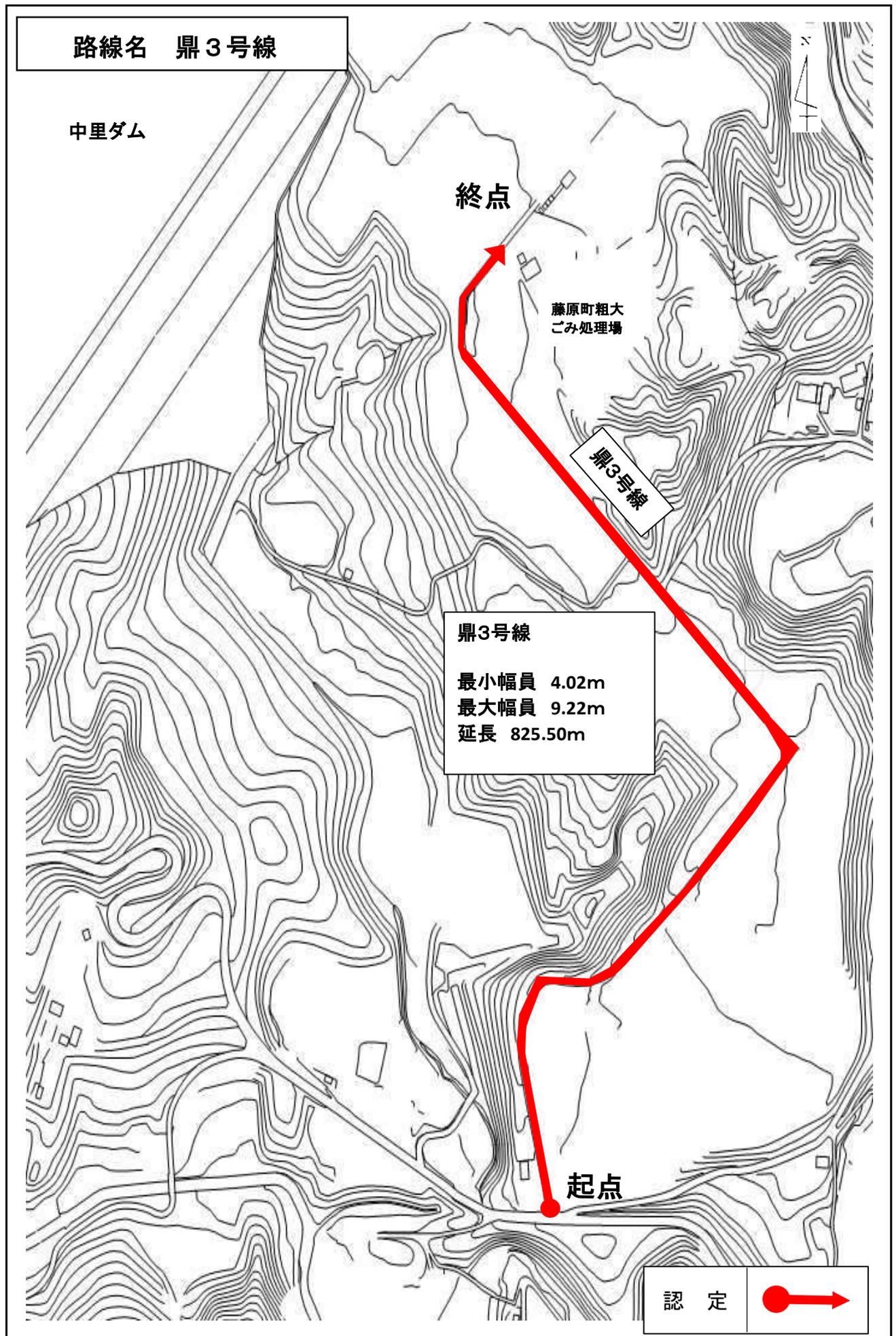
平面図

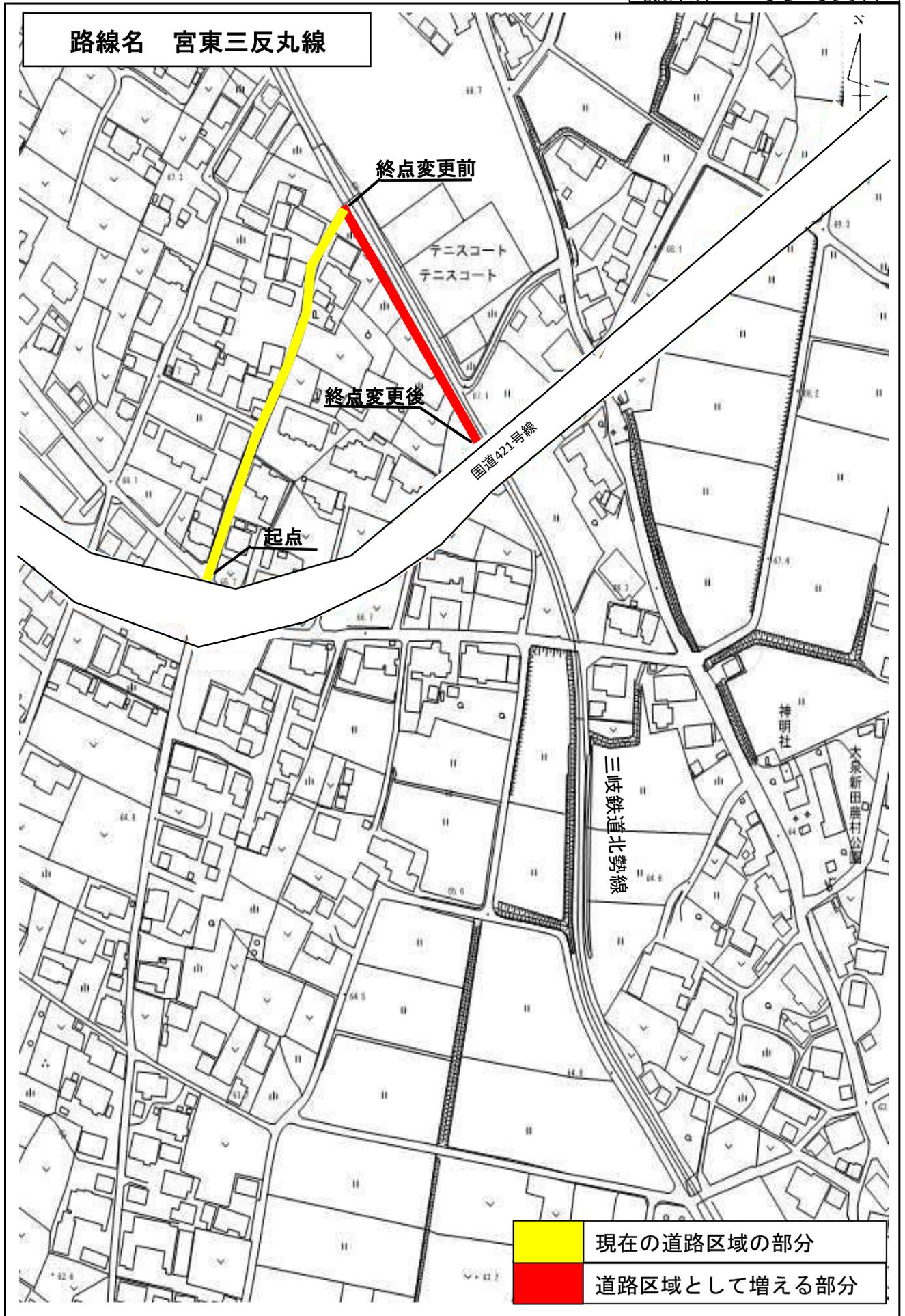


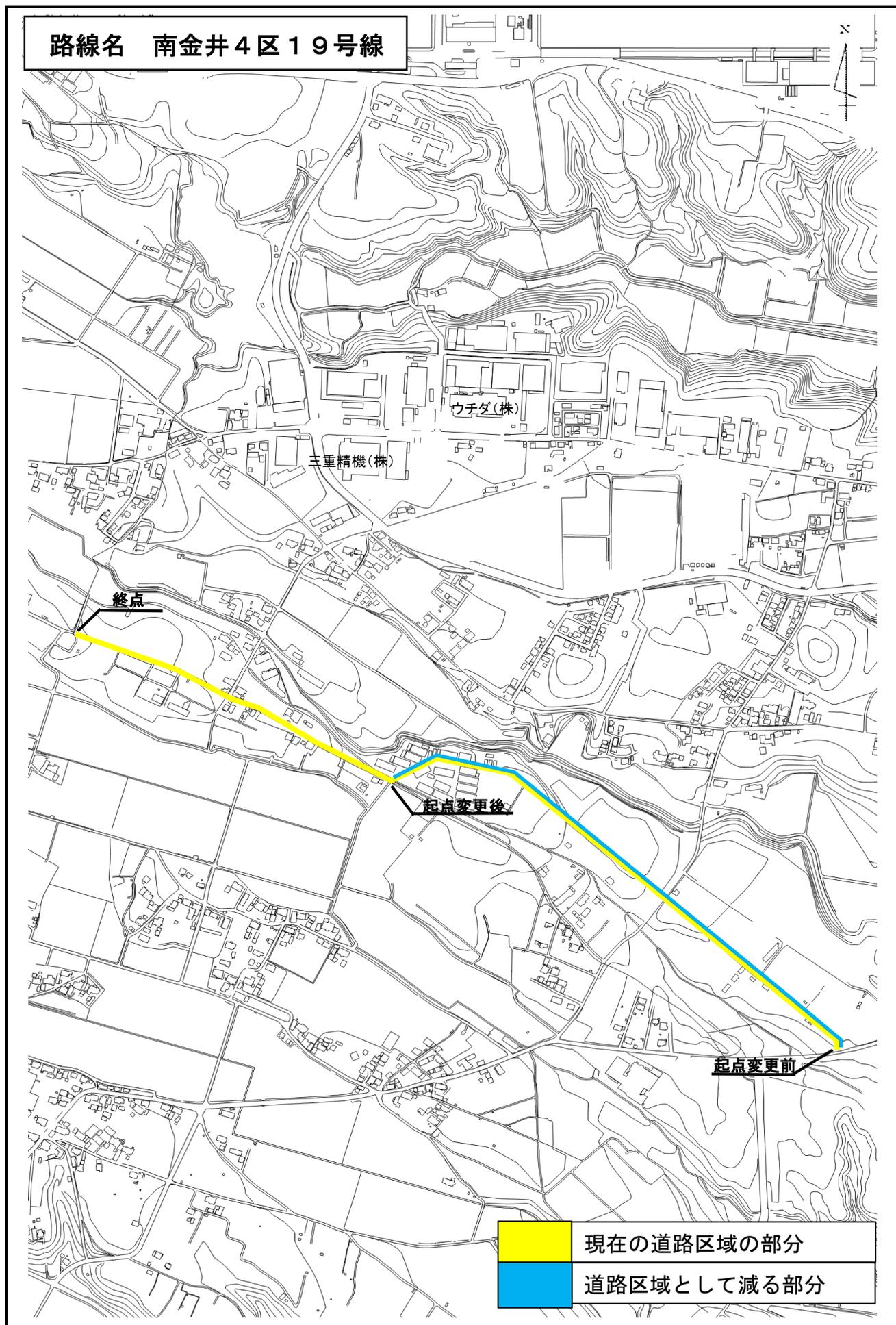
平面図



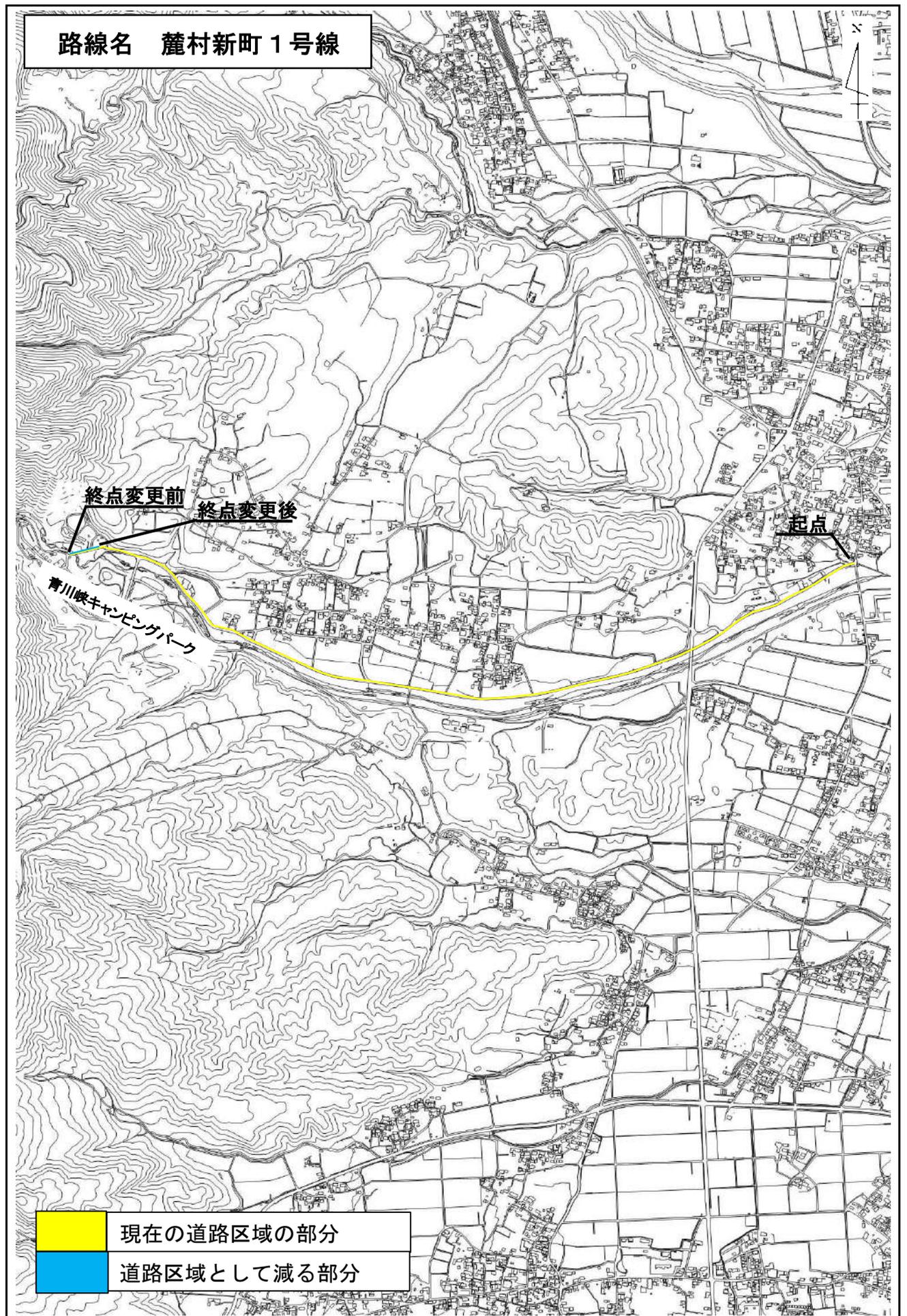
平面図

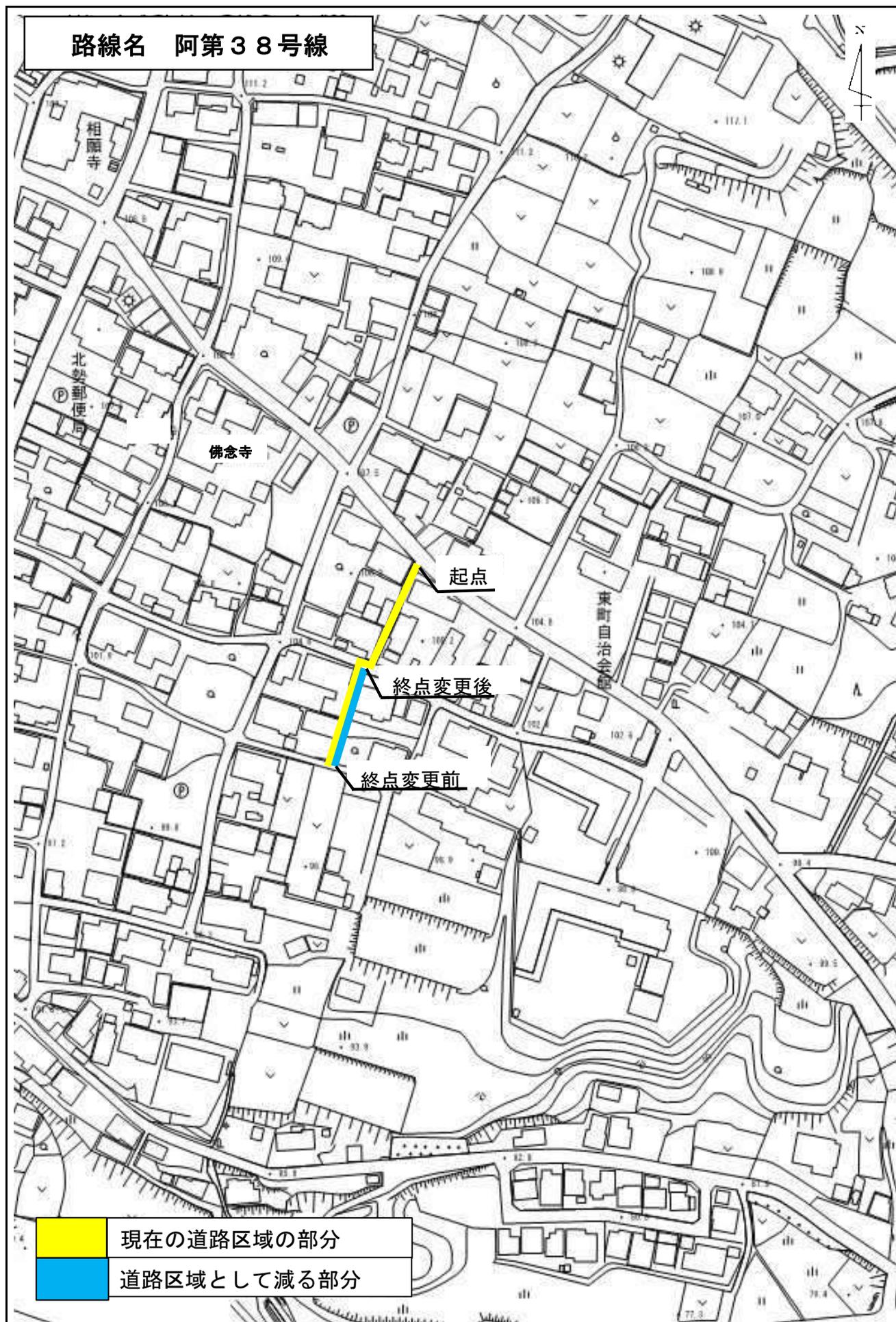


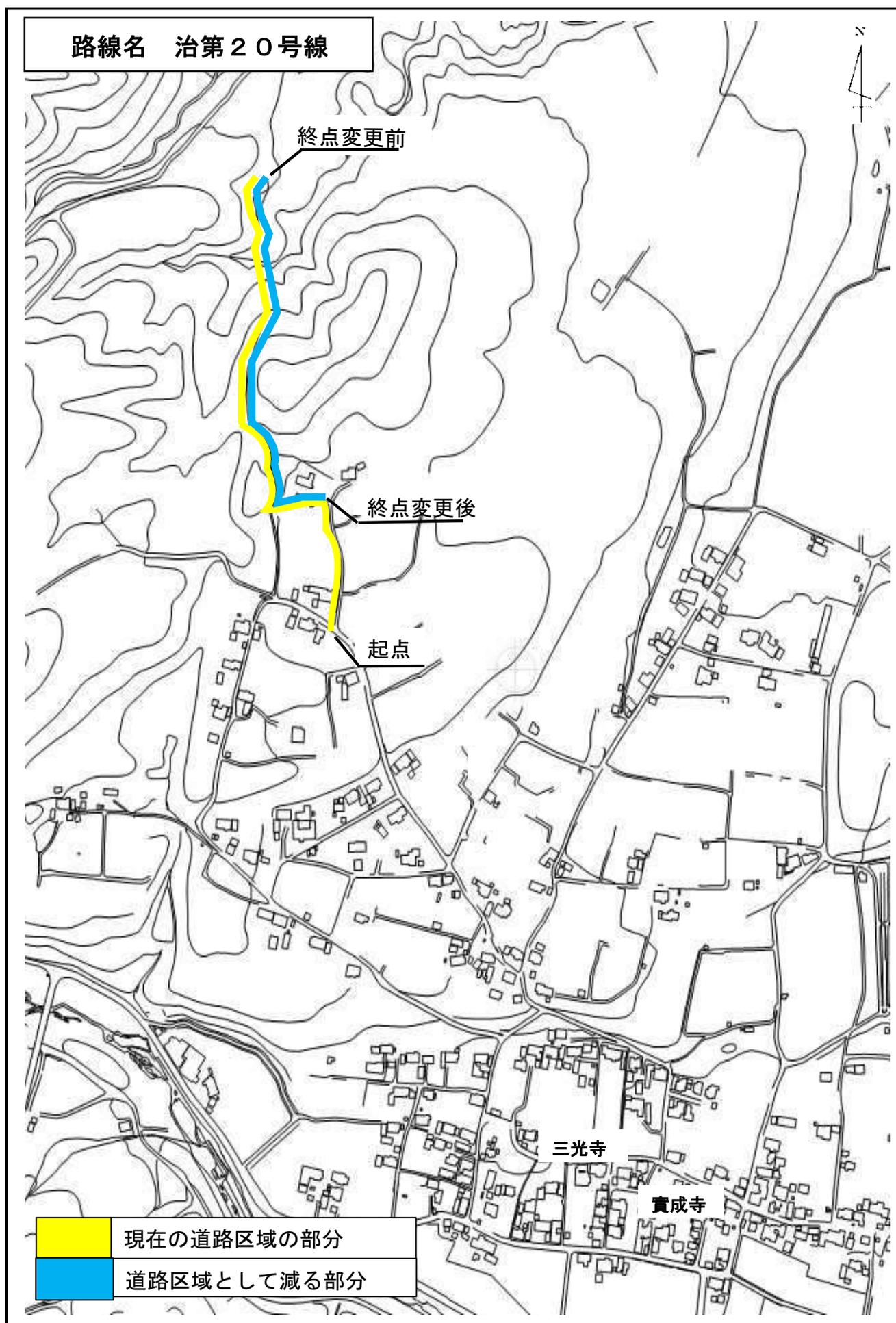




平面図







議案第22号

令和7年度いなべ市一般会計補正予算（第9号）

3月補正予算の主な事業内容は、事業完了及び事業精査に伴う減額と下記のとおりです。

記

- | | （補正額） | 予算書 |
|---|------------|-----|
| 1 障害者自立支援福祉サービス事業（障がい福祉課）
（障害者介護・訓練等給付事業）
家族の傷病等により、居宅介護扶助及び重度訪問介護扶助の利用者や利用時間が増加しているため、増額補正を行います。 | 8,000 千円 | P43 |
| 2 放課後児童健全育成事業（学校教育課）
（放課後児童健全育成事業補助金）
放課後児童健全育成事業補助金のうち、支援体制強化事業費及び複数児童家庭補助費について、当初の想定より多くの申請があったため、増額補正を行います。 | 2,700 千円 | P45 |
| 3 私立認定こども園等運営支援事業（民生）（保育課）
（私立認定こども園等運営支援事業（民生））
国が定める公定価格の改定により令和6年公定価格が10.7%、令和7年公定価格が5.3%引き上げられたこと及び運営継続支援臨時加算が創設されたことに伴い、施設型給付費に係る扶助費の増額補正を行います。 | 112,000 千円 | P47 |
| 4 損害賠償請求対応事業（環境衛生課）
（損害賠償請求対応事業）
北勢粗大ごみ場において、作業中の市職員が負傷した事故に係る損害賠償請求事件について、判決の確定に伴い、当該裁判に係る弁護士報酬を訴訟代理人に支払います。 | 764 千円 | P55 |
| 5 農村地域防災減災事業（農林整備課）
（農村地域防災減災事業）
令和8年度申請予定であった県の農村地域防災減災事業補助（笠田大溜地区の防災重点ため池の補強、改修計画作成）及び三重県が事業主体となり実施する防災重点ため池（阿弥陀寺溜（アミダジダメ）地区、上平溜（ウエビラダメ）・洞ヶ谷溜（ドウガタニダメ）地区、奴女里溜（ヌメリダメ）地区、麓口溜（フモトグチダメ）・麓奥溜（フモトオクダメ）地区）の改修工事について、令和7年度に前倒しで実施されることになったため、増額補正を行います。 | 16,000 千円 | P57 |

- 6 公立小学校施設整備事業（教育総務課） 257,400 千円 P71
（阿下喜小学校長寿命化改修工事）

令和8年度申請予定であった学校施設環境改善交付金事業（阿下喜小学校長寿命化改修工事）について、令和7年度に前倒しで実施されることになったため、増額補正を行います。

議案第26～31号

令和8年度いなべ市一般会計・特別会計・企業会計予算について

予算規模

	令和8年度	令和7年度	増減額	前年度比
一般会計	253.0億円	282.6億円	△29.6億円	△10.5%
特別会計	102.4億円	98.8億円	3.6億円	3.6%
企業会計	55.9億円	50.5億円	5.4億円	10.7%
全会計	411.3億円	431.9億円	△20.6億円	△4.8%

【一般会計】

歳入の主な事項

市税

	令和8年度	令和7年度	増減額	前年度比
市税	101.0億円	97.0億円	4.0億円	4.1%
うち個人市民税	26.2億円	25.2億円	1.0億円	4.0%
うち法人市民税	13.8億円	10.5億円	3.3億円	31.4%
うち固定資産税	56.0億円	56.0億円	—	—

地方交付税

	令和8年度	令和7年度	増減額	前年度比
地方交付税	24.7億円	26.1億円	△1.4億円	△5.4%
うち普通交付税	17.4億円	19.5億円	△2.1億円	△10.8%
うち特別交付税	7.3億円	6.6億円	0.7億円	10.6%

繰入金

	令和8年度	令和7年度	増減額	前年度比
基金繰入金	36.4億円	33.5億円	2.9億円	8.7%

主な基金

財政調整基金繰入金	2,834,362千円
市債管理基金繰入金	765,166千円
地域振興基金繰入金	3,000千円

市債

	令和8年度	令和7年度	増減額	前年度比
市債	11.1億円	50.9億円	△39.8億円	△78.2%

注 表示単位未満四捨五入のため、計算が合わない場合があります。

歳出の主な事項

義務的経費

	令和8年度	令和7年度	増減額	前年度比
人件費	41.2億円	39.5億円	1.7億円	4.3%

職員給料0.8億円、期末勤勉手当0.5億円、会計年度任用職員報酬0.3億円の増など

	令和8年度	令和7年度	増減額	前年度比
扶助費	42.5億円	40.6億円	1.9億円	4.7%

障害者介護・訓練等給付費0.5億円、私立認定こども園等施設型給付費1.3億円の増など

	令和8年度	令和7年度	増減額	前年度比
公債費	36.1億円	33.4億円	2.7億円	8.1%

防災拠点の一部売却に伴う繰上償還や金利上昇に伴う公債費利子償還金の増など

投資的経費

	令和8年度	令和7年度	増減額	前年度比
普通建設事業費	20.3億円	59.0億円	△38.7億円	△65.6%

消防団詰所新築事業、小学校長寿命化改修事業等、小中学校体育館空調設備設置事業、社会教育施設大規模改修事業44.6億円の減など

旧西藤原小学校解体1.6億円、旧白瀬小学校解体1.0億円、北勢プール解体0.5億円、小学校（三里小、治田小、阿下喜小）プール解体1.4億円の増など

その他の経費

	令和8年度	令和7年度	増減額	前年度比
物件費	55.7億円	53.8億円	1.9億円	3.5%

防犯灯整備委託料0.6億円、情報処理システム使用料0.9億円、保育事業委託料0.7億円、梅林公園指定管理料0.5億円の増など

	令和8年度	令和7年度	増減額	前年度比
補助費等	35.6億円	34.9億円	0.7億円	2.0%

不採算地区中核病院運営補助金0.7億円の増など

注 表示単位未満四捨五入のため、計算が合わない場合があります。

令和8年度当初予算主要事業

■一般会計

注 Pは、予算書のページ

- 1 地域おこし協力隊事業 P53, 105, 117
【継続】地域おこし協力隊事業……………36,000千円
「広報魅力発信支援」「グリーンクリエイティブいなべの推進」「いなべの山の魅力発信」「廃棄物を減らすためのリユースの推進」の4事業10人の地域おこし協力隊員の活動を予定しています。
- 2 集落支援員事業 P47, 59, 75, 77, 89, 93, 101, 105, 111, 119, 125, 133, 137
【継続】集落支援員事業……………203,258千円
「福祉バス運行管理支援員」「暮らしの保健室支援員」「地域でつくる「場」の活動支援」「木育推進支援員」「環境パトロール員」「獣害パトロール員」「観光振興支援員」「道路パトロール員」「地域クラブ活動指導員」など20事業119人の集落支援員を予定しています。
- 3 地域活性化起業人事業 P53, 57, 61, 73, 93, 101, 105, 115, 119, 131, 137, 163
【継続】地域活性化起業人事業……………189,287千円
「旧中里小学校の利活用」「水素エネルギー活用計画策定支援」「福祉バス運行管理支援」「自治体DX推進」「慰霊碑の管理支援」「こどもの居場所づくり推進」「森林整備計画策定支援」「アウトドアの推進」「観光振興支援」「観光組織強化支援」「ICT教育支援」など17事業32人の地域活性化起業人を予定しています。
- 4 出納事業（会計課） P53
 - (1) 【新規】電子化に係る例規及び事務手引き改定支援業務……………2,970千円
第3次いなべ市行政改革アクションプランに掲げる「デジタル技術を活用した効果的・効率的な内部事務の推進」の一環として、令和10年度から会計審査事務の電子決裁化を実施することとし、電子決裁導入に係る関係例規及び事務手引の改定に着手します。
 - (2) 【新規】eL-QR電子公金収納サービス支援業務……………1,183千円
eL-QRは、eL-TAXを活用した公金収納に用いる地方税統一QRコードのことで、地方税以外の公金収納についても令和8年9月から適用される予定であることから、住民、事業者の利便性向上と出納事務、金融機関の負担軽減を図るため、eL-QR電子公金収納サービスを導入します。
- 5 公共施設整備事業（管財課） P55
 - (1) 【新規】低濃度PCB廃棄物収集運搬処理業務……………5,000千円
市の公共施設で保管している低濃度PCB廃棄物のうち、電気設備で使用していた変圧器、コンデンサ等について、処分期限である令和8年度末までに処分します。
 - (2) 【新規】公共施設消防用設備等修繕……………2,500千円
火災発生時の人命及び財産の被害を最小限に抑えるため、老朽化した員弁庁舎及び旧立田小学校体育館の消防用設備等の修繕工事を行います。
 - (3) 【新規】旧西藤原小学校解体工事……………173,000千円
老朽化により有効活用を図ることが困難なため、公共施設等適正管理推進事業債を活用し、旧西藤原小学校の解体工事を行います。
 - (4) 【新規】旧白瀬小学校解体工事……………108,000千円
老朽化により有効活用を図ることが困難なため、公共施設等適正管理推進事業債を活用し、旧白瀬小学校の解体工事を行います。
 - (5) 【新規】北勢プール解体工事……………53,000千円
老朽化により有効活用を図ることが困難なため、公共施設等適正管理推進事業債を活用し、北勢プールの解体工事を行います。

- (6) 【新規】北勢庁舎電気設備修繕……………3,000千円
低濃度PCB廃棄物の処分期限が令和8年度末であるため、低濃度PCB含有機器である電気設備（キュービクル）を交換します。
- (7) 【新規】本庁舎井水ろ過装置ろ材交換業務……………4,500千円
本庁舎の井水ろ過装置ろ材を交換します。
- 6 多様な交流・安らぎ空間事業（新産業創造課） P57
【継続】安らぎ空間事業……………6,874千円
グリーンインフラの理念に基づき、親子が長時間滞在できる自然資源を活用した空間づくりを市民と協働で実施します。
- 7 水素エネルギー活用促進事業（新産業創造課） P57
【継続】いなべ市水素ステーション維持管理運営……………32,844千円
水素ステーションを安全で安定的に運用するため、整備点検を実施します。
- 8 行政改革加速化事業（政策課） P59
(1) 【新規】企業版ふるさと納税業務支援サービス利用……………2,200千円
企業からの寄附により、地域再生計画に基づく地方創生事業の資金を確保し、地域経済の活性化や課題解決を図るため、マッチング事業者の業務支援サービスを活用します。
(2) 【新規】アナログ規制の見直し……………3,850千円
条例、規則等で義務付けられた「人による目視」「書面掲示」など非効率な規制をドローンやテレワークで代替することにより、市民の利便性の向上及び業務の効率化を図るため、条例、規則等のアナログ的な規制の点検・見直しを実施します。
- 9 三岐鉄道支援事業（交通政策課） P61
【継続】北勢線事業運営協議会負担金……………8,899千円
啓発活動費用等の運営経費と北勢線の在り方を検討する上で前提となる橋梁の安全性調査にかかる負担金を支出します。
- 10 公共交通調査事業（交通政策課） P61
【新規】いなべ市地域公共交通計画策定業務……………6,655千円
人口減少や少子高齢化が進展する中、利便性の高い公共交通を維持・確保し、誰もが利用しやすい持続可能な公共交通体系を実現するため、地域公共交通計画を策定します。
- 11 自治体DX推進事業（情報課） P63
(1) 【新規】DX適正アセスメント業務……………380千円
職員個々の人材の適性とリテラシーを測定するアセスメントを実施し、職員の適性を考慮して人材アサインすることにより、DX推進やデジタル活用の浸透など組織変革を推進します。
(2) 【新規】生成AIを活用したBPR研修業務……………2,310千円
BPR（業務プロセス改革）を実施することにより、住民満足度を高めつつ、職員の負担を軽減し、より本質的な業務に集中できる環境を構築するため、生成AIを活用したBPR研修を実施します。
(3) 【新規】自治体データ利活用研修業務……………3,806千円
地方公共団体が保有しているデータを有効活用し、住民サービスの向上や根拠に基づく政策立案等に役立てるための手法を学ぶ研修を実施します。
(4) 【新規】BPR実践研修業務……………4,070千円
BPR（業務プロセス改革）を実施することにより、住民満足度を高めつつ、職員の負担を軽減し、より本質的な業務に集中できる環境を構築するため、BPRの基礎及び必要性を学ぶ研修を定住自立圏形成協定に基づき、東員町及び菰野町との合同で実施します。
(5) 【新規】産婦人科・小児科オンライン相談事業……………3,617千円
自治体で対応することが難しい、出産や子育てに関する夜間・休日の支援について、産婦人科医・小児科医のオンライン相談を導入することにより、自治体の支援だけでは補いきれないサポートを実施します。また、ICTを活用して妊娠前のプ

レコンセプションケアから更年期までの包括的な支援が可能になります。

- 12 コミュニティ施設整備事業（総務課） P 63
【新規】梅戸自治会集会所整備（駐車場舗装）補助金事業……………2,000千円
自治会集会所の駐車場が未舗装のため、維持管理に支障が生じていることから、
駐車場を舗装するための費用を補助します。
【新規】戦没者慰霊碑整備（埋設）補助金事業……………2,500千円
北金井自治会が維持管理する戦没者慰霊碑の底地を、貸主に返却することにな
ったため、更地にする費用を補助します。
- 13 防犯灯事業（総務課） P 65
【新規】防犯灯設置事業……………66,138千円
エネルギー価格の高騰により電気料金が高止まりする中、地域の防犯力の維持と自治
会が負担する電気料金の低減を図るため、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の
一部を活用し、防犯灯をLED化します。
- 14 生活困窮者自立支援事業（生活支援課） P 73
【新規】地域居住支援事業・シェルター事業……………2,273千円
生活困窮者自立支援法が改正され、経済的な困難者等への居住支援事業の実施が努力
義務となったことから、①地域居住支援（見守り支援）事業として、新たな住居への移
行支援、入居後の訪問等による見守りや生活相談、関係機関へのつなぎを実施し、②シ
ェルター事業として、緊急・一時的な宿泊場所の確保や食糧支援など生活再建のための
支援を実施します。
- 15 社会福祉施設整備事業（障がい福祉課） P 81
【新規】いなべ市大障害者活動支援センター製麺所建設補助事業……………10,000千円
社会福祉法人晴山会が旧藤原庁舎敷地内で運営する障害福祉サービス就労継続支援B
型事業所の製麺所について、施設が老朽化していることから、旧大安庁舎敷地内のいな
べ市障害者活動支援センター横に移転するため、障がい者が働く場を確保し自立支援を
促進する観点から建設費用の一部を補助します。
- 16 男女共同参画推進計画策定事業（人権福祉課） P 85
【新規】男女共同参画推進計画策定事業……………4,033千円
計画期間が令和9年度に終了することから、令和10年度から令和14年度までの5年
間を計画期間とする男女共同参画推進計画を策定します。
- 17 私立認定こども園等施設整備補助事業（保育課） P 91
【新規】私立認定こども園等施設整備補助事業……………15,900千円
市社会福祉協議会が運営する員弁西こども園と山郷こども園について、園児の安全確
保と良好な保育環境の維持向上を図るため、老朽化した施設の大規模修繕工事や改修工
事を行うための費用を補助します。
- 18 笠間こども園再建事業（保育課） P 91
【継続】笠間こども園再建事業……………37,800千円
令和4年5月に焼失した笠間保育園（笠間こども園）について、新園舎の設計を実施
します。
- 19 公立認定こども園施設整備事業（保育課） P 91
【新規】公立認定こども園施設整備事業……………9,750千円
治田こども園とふじわらこども園について、園児の安全確保と良好な保育環境の維持
向上を図るため、設備更新と施設改修工事を行います。
- 20 乳児等通園支援事業（保育課） P 91
【新規】乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）……………4,774千円
同年代のこどもとの集団生活や家族以外の人と関わる機会を持つことで、こどもの成
長発達を促すとともに、保護者が抱える育児への負担感の軽減を図るため、こども園等

に通っていない0歳6か月から満3歳未満までのこどもを対象に、月10時間の範囲内で、こども誰でも通園制度を実施します。

- 21 木育推進事業（こども政策課） P 93
【新規】木育推進事業……………5,896千円
幼少期から木のぬくもりに触れることで、自然とのつながりを感じ、こどもたちの豊かな心を育み、豊かな未来の創造につなげることのできる環境を整備するため、木のおもちゃを作成し、誕生祝い品として生後3か月のこどもに配布します。
- 22 北勢子育て支援センター整備事業（母子保健課） P 93
【新規】北勢子育て支援センター整備事業……………16,546千円
未就学児保育のニーズが高い山郷こども園において、定員超過により入園できない児童を減らすため、山郷こども園内にある北勢子育て支援センターを隣地に移設します。
- 23 救急医療体制整備事業（健康推進課） P 97
【新規】不採算地区中核公的病院運営費補助金……………72,870千円
長らく赤字が続いているいなべ総合病院について、市内の医療体制を確保する観点から、不採算地区中核病院特別交付税を活用し、病院存続のための支援を実施します。
- 24 地域災害拠点病院車両整備事業（健康推進課） P 97
【新規】救急車両購入補助金……………9,290千円
災害拠点病院であるいなべ総合病院に救急車両であるDMA T車両を整備することで、災害発生時だけでなく、市内での緊急時やいなべ総合病院から他院への緊急搬送などにも利用でき、市民の利便性が向上することから、購入費用の一部を補助します。
- 25 こども予防接種事業（母子保健課） P 99
【新規】こども予防接種事業……………14,028千円
未就学児のワクチン接種の推進による集団感染の減少により、医療費の抑制や医療体制の確保につなげるため、インフルエンザワクチンに加え、令和8年度から定期接種化されるRSウイルス母子免疫ワクチンの接種費用を助成します。
- 26 子どもの健診・教室事業（母子保健課） P 99
【新規】1か月児健康診査……………1,940千円
出産後から切れ目のない健康診査の実施体制を整備するため、現在、公費負担の対象となっていない1か月児健康診査の費用を助成します。
- 27 地域脱炭素移行重点対策加速化事業（新産業創造課） P 101
【継続】地域脱炭素移行重点対策加速化事業……………125,063千円
環境省の地域脱炭素移行・再エネ推進交付金（重点対策加速化事業）を活用し、住宅、事業所及び公共施設の太陽光発電設備設置補助など、2050年ゼロカーボンシティの実現に向けた取組を実施します。
3年目を迎える令和8年度も引き続き、太陽光発電設備及び蓄電池の導入を推進し、公共施設及び避難所に指定している学校施設への整備を進めるとともに、個人住宅及び事業所への設置費用の補助を行います。
- 28 新斎場整備事業（環境政策課） P 103
【新規】生活環境影響評価業務……………14,542千円
北勢斎場について、施設の老朽化により新設を検討する必要があることから、周辺地域の自然的、社会的な生活環境に与える影響を事前に予測、評価するため、大気質、騒音、振動及び悪臭の項目について調査を実施します。
- 29 大安粗大ごみ場整備事業（環境衛生課） P 107
【新規】大安粗大ごみ場整備事業……………11,990千円
大安粗大ごみ場について、市道を挟んで隣接する大安一般廃棄物最終処分場を一体化し、効率的なごみ処理が行えるよう整備します。

- 30 公用車購入事業（環境衛生課） P107
 【新規】公用車購入事業……………28,770千円
 老朽化した北勢粗大ごみ場の油圧ショベル及び昨年9月の豪雨で被災した大安粗大ごみ場の2tダンプを更新します。
- 31 広域ごみ処理施設整備事業（環境衛生課） P107
 【新規】いなべ市菰野町清掃事務組合負担金……………7,932千円
 清掃事務組合の運営にかかる負担金を支出します。当該組合は、令和8年度設置予定のため、組合の当初予算が成立するまでの暫定予算にかかる負担金です。
- 32 環境衛生施設整備事業（環境衛生課） P107
 【継続】あじさいクリーンセンター補修工事……………149,837千円
 安定した廃棄物処理が実施できるよう、老朽化した施設を計画的に修繕するとともに、定期点検等で損耗や異常が判明した箇所を補修します。
- 33 農作物有害鳥獣対策事業（獣害対策課） P113
 (1) 【継続】緊急銃猟対策事業……………360千円
 全国各地でクマによる人身被害が増加していることから、本市においてもクマが人の日常生活圏に侵入した場合を想定し、①猟友会へのクマの駆除に関する委託、②銃猟による建物損壊等にかかる保険加入、③クマ撃退用スプレー等の確保などの対策を講じます。
 (2) 【新規】市捕獲檻遠隔監視システム更新補助事業……………2,712千円
 いなべ市鳥獣被害防止対策協議会が所有し、市が管理する大型捕獲檻6台のうち、当初に導入した2台の遠隔監視システムのサポートが令和8年12月で終了するため、市鳥獣被害防止対策協議会へシステム更新に係る費用を補助します。
- 34 農業基盤整備事業（補助）（農林整備課） P113
 【継続】農業水路等長寿命化・防災減災事業……………110,000千円
 ①北勢町地内の千司久連新田用水路、西貝野用水路及び大安町地内の門前用水路の改修工事、②藤原町地内の本郷井水移設工事、③大安町地内の丹生川久下油圧ユニット交換工事並びに④北勢町内の長頭子溜（ナガズコダム）廃止工事を行います。
- 35 土地改良施設維持管理適正化事業（農林整備課） P113
 【継続】土地改良施設維持管理適正化事業負担金補助……………2,668千円
 土地改良施設維持管理適正化事業は、老朽化する土地改良施設の計画的な管理を支援する相互扶助の仕組みで、事業費のうち60%を国県が助成し、40%を管理者である土地改良区等が受益者として負担します。施設の適切な維持管理の促進を図るため、当該受益者負担額の80%の補助を行います。
- 36 農村地域防災減災事業（農林整備課） P113
 【継続】農村地域防災減災事業……………14,000千円
 県の農村地域防災減災事業補助を受け、宇野溜、岡溜、協和池及び山郷大池の防災重点ため池の調査を実施します。
 また、三重県が事業主体となり実施する防災重点ため池（阿弥陀寺溜（アミダジダム）地区、上平溜（ウエビラダム）・洞ヶ谷溜（ドウガタニダム）地区、奴女里溜（ヌメリダム）地区、麓口溜（フモトグチダム）・麓奥溜（フモトオクダム）地区）の改修工事に対して負担金を支出します。
- 37 農業基盤整備事業（単独）（農林整備課） P115
 【継続】農業基盤整備事業（単独）……………16,809千円
 農業用施設について、施設の健全管理を図るため、農道橋の点検や修繕工事を行うとともに、整備用材料費支給や地元発注工事への補助などを実施します。
- 38 森と緑の県民税事業（農林整備課） P115
 【継続】森と緑の県民税事業……………10,557千円
 木製の備品や製品の利用促進や身近にある森林の整備により、木に触れる機会・空間

を創出し、森林環境保全に対しての意識向上を図るため、森と緑の県民税市町交付金を活用し、①市内産木材を利用して箸を制作し、中学校の卒業記念品として贈呈する事業、②危険木除去を実施する自治会、個人に対して補助を行う事業及び③里山竹林環境保全を行う 11 団体を支援する事業を実施します。

- 39 森林環境譲与税事業（農林整備課） P115
 【継続】森林環境譲与税事業……………30,859 千円
 ①放置森林の整備による災害リスク軽減を図るため、藤原町古田地区及び坂本地区で現地測量・計画作成業務及び間伐作業を実施し、②北勢町地内の林道新町線修繕工事を行い、③大安町石樽南地区で地元生産森林組合が実施する森林整備に対し、県補助金の上乗せ補助を行います。
- 40 阿下喜ビジターセンター管理事業（商工観光課） P119
 【継続】阿下喜ビジターセンター管理事業……………12,124 千円
 地域交流、起業者及び観光客等の拠点を確保し、地域の活性化を図るため、阿下喜ビジターセンターを活用します。
- 41 梅林公園指定管理事業（商工観光課） P119
 【新規】梅林公園指定管理事業……………50,000 千円
 新たに整備したキャンプ場施設を含む梅林公園について、民間活力を活用した施設運営や質の高いサービスを提供するため、指定管理者による管理運営を実施します。
- 42 観光施設整備事業（商工観光課） P119
 【新規】観光施設整備事業……………18,150 千円
 観光施設利用者の利便性向上を図るため、①宇賀溪第 2 駐車場整備工事、いなベインターチェンジ出口ににぎわいの森案内看板設置工事及び梅林公園分煙施設整備工事を行い、②青川峡キャンピングパークにおむつ交換台及びベビーチェアを購入します。
- 43 グリーンクリエイティブいなべ推進事業（商工観光課） P119
 【継続】グリーンクリエイティブいなべ推進事業……………39,500 千円
 にぎわいの森を核に、いなべの魅力を発信することで、交流人口・関係人口の拡大を図るとともに、いなべ特有の資源を活かす人材の育成と起業の促進を図るため、地域資源の価値や魅力を向上させ、新たな販路の拡大を推進します。
- 44 いなべカジュアルSDGs推進事業（商工観光課） P121
 【継続】いなべカジュアルSDGs推進事業……………14,737 千円
 ①市内のSDGs取組事業者の増加に向けた働きかけと活動内容の市内外へのPR、②山辺にある商品を有効活用した新たな循環型ビジネスモデルを創造するための商品開発への支援、③山辺をはじめとする事業者間の連携や複数の組織、事業者の協業による相乗効果を生み出すための支援を実施します。
- 45 山辺を核とした自立的観光振興事業（商工観光課） P121
 【継続】山辺を核とした自立的観光振興事業……………26,000 千円
 インバウンドを含む高付加価値層や企業研修等の団体受入れを進め、山辺を核とした受益によって自立的な運営が可能となる観光受入体制の実現を目指し、観光入込客数、経済波及効果、ツーリズムでの消費額及びツーリズムの来訪者数の増加を図るため、観光拠点ポテンシャル強化事業、ツーリズム事業及びプロモーション事業を実施します。
- 46 道路橋梁維持補修事業（建設課） P125
 【新規】市道路肩整備事業……………10,000 千円
 市道阿第 109 号線は、いなべ総合病院西交差点から北向きに、東海環状自動車道の高架下を走る市道であるが、路肩崩落の危険性があることから、通行人の安全確保を図るため、擁壁及び転落防止柵を設置する工事を行います。
- 47 道路災害防止対策事業（建設課） P125
 【新規】緊急自然災害防止対策事業……………210,000 千円

全国的に道路施設の老朽化、損傷等による甚大な事故が発生し、本市においても早急に対応する必要があることから、道路土工構造物個別施設計画及び小規模附属物個別施設計画に基づき防災対策工事を行います。

- 48 公用車購入事業（建設課） P125
 【新規】公用車購入事業……………2,968千円
 道路維持事業を円滑に実施するため、老朽化した公用車を更新します。
- 49 防災・安全交付金事業（建設課） P127
- (1) 【継続】市道阿第107号線歩道整備事業……………15,000千円
 市道阿第107号線は、いなべ市役所本庁舎へのアクセス道路で、阿下喜小学校の通学路に指定していることから、児童を含む歩行者の安全性の確保を図るため、市役所からほくせいこども園までの間に歩道を整備します。
- (2) 【継続】市道西方上笠田線自歩道整備事業……………82,000千円
 市道西方上笠田線は、員弁町西方地内の県道大泉多度線と上笠田の国道421号を結ぶ幹線道路で、いなべ総合学園高等学校へ向かう学生が非常に多く、朝の通学時には、自動車、自転車及び歩行者が交錯し、非常に危険な状態となっていることから、歩行者の安全性の確保を図るため、三岐鉄道北勢線大泉駅からいなべ総合学園までの間に自歩道を整備します。
- (3) 【継続】市道笠田新田中央線道路改良事業……………20,000千円
 市道笠田新田中央線は、笠田新田の国道421号と員弁地区防災拠点（旧員弁高校）を結ぶ市街化区域内にある幹線道路であり、朝夕の通勤通学時には、自動車、自転車及び歩行者が交錯し、非常に危険な状態となっていること及び員弁地区防災拠点への進入路としての役割も担っていることから、迅速かつ安全な防災拠点への避難路の確保及び道路利用者の安全確保を図るため、国道421号から員弁地区防災拠点までの間を避難路として道路改良工事を行います。
- (4) 【継続】市管理橋梁PCB含有塗膜除去事業……………15,000千円
 令和7年度までに塗替工事を完了したPCB含有塗膜橋梁について、当該工事に伴い発生したPCBを適正に処理します。
- (5) 【新規】市道長尾篠立線舗装修繕事業……………10,000千円
 市道長尾篠立線は、藤原工業団地に面し、大型トラックが頻繁に通る道路であり、路面の著しい亀裂が見られ、その劣化具合から通行時の危険性が高く最優先の修繕が必要であることから、道路利用者の安全を確保するため、舗装工事及び路床改良工事を行います。
- (6) 【新規】道路施設点検事業……………98,324千円
 市が管理する道路法面工・土工構造物、道路付属物などの施設の点検を実施し、個別施設計画を更新することにより、施設の異常又は損傷を早期に発見し、道路利用者の安全を確保するため、道路法面工・土工構造物点検、道路付属物点検を実施するとともに、道路維持管理システムを導入し、路面性状調査を実施します。
- 50 市単独道路改良事業（建設課） P127
- (1) 【継続】市道宮東三反丸線道路改良事業……………25,000千円
 市道宮東三反丸線は、国道421号の踏切道新設に伴い閉鎖される大泉6号踏切を迂回する道路であることから、三岐鉄道北勢線沿いに国道421号バイパスを経由し、農道大泉新田13号線までの約340mの区間について、踏切道の閉鎖に伴う迂回道路として道路改良工事を行います。
- (2) 【継続】市道平古2号線道路改良事業……………15,000千円
 市道平古2号線は、主要地方道北勢多度線から市道平古若尾線を経由して、県道南中津原畑新田線を結ぶ市道で、平古若尾線までの250mの区間が狭小区間であることから、大型緊急車両等が通行できるよう道路改良工事を行います。
- 51 道路メンテナンス事業（建設課） P127
 【継続】橋梁長寿命化修繕事業……………100,000千円
 道路施設の老朽化対策や防災・減災対策、生活空間の安全対策の推進により、道路利用者の安全を確保し、安心して暮らせる生活環境を構築するため、橋梁長寿命化修繕計画に基づき、①対象橋梁の点検並びに②宇賀橋、笠田大橋及び前川橋の修繕工事を行い

ます。

- 52 市単独河川維持改良事業（建設課） P129
（1）【新規】緊急自然災害防止対策事業……………37,500千円
近年の豪雨により、市内河川において床の洗掘や護岸の崩壊などの被害が発生していることから、被害の拡大を防止するため、河川施設の個別施設計画による診断結果を踏まえ、①準用河川吉備川（キビガワ）、谷川、楠木谷川、米毛谷川（コメケタニガワ）及び牛ヶ谷川の護岸整備工事、②準用河川七夕川の越流対策工事並びに③準用河川砂川、小町ヶ谷川及び不動川の河床整備工事を行います。
- （2）【新規】緊急浚渫推進事業……………17,800千円
近年の豪雨により、市内河川において土砂の堆積により河川断面が狭小していることから、被害の拡大を防止するため、①準用河川梶ヶ坂谷川、材木川、西之貝戸川、鳴谷川及び吉備川の河床掘削工事並びに②久保川の植生伐採工事を行います。
- 53 都市計画マスタープラン策定事業（管理課） P129
【新規】都市計画マスタープラン策定事業……………10,000千円
現行の計画期間は平成31年度から令和10年度までであるが、1年前倒して、令和10年度から令和19年度までを計画期間とする都市計画マスタープランを策定します。建設予定である広域ごみ処理施設、新斎場を都市計画施設に指定すること、東海環状自動車道いなインターチェンジの開通に伴う土地開発需要に対応した秩序ある土地利用方針を早期に示す必要があります。
- 54 いなべ公園長寿命化対策事業（管理課） P129
【新規】いなべ公園長寿命化計画策定事業……………11,000千円
全国的に公園施設での事故等が発生し、安心安全な施設運営が求められていることから、設置から30年以上が経過し、老朽化が著しいいなべ公園の施設を計画的に整備するため、長寿命化計画を作成します。
- 55 常備消防整備事業（防災課） P133
（1）【新規】常備消防車両更新事業……………114,184千円
出動頻度が高く老朽化が著しいいなべ消防署に配備されている高規格救急車及び桑名市消防本部が作成した車両配備計画に基づきいなべ消防署北分署に配備されている水槽付き消防ポンプ自動車を更新します。
- （2）【新規】消防指令システム更新事業……………5,484千円
老朽化した消防指令システムを更新し、消防、救急、災害などへの迅速な対応に努めます。
- （3）【新規】常備消防備品整備事業（桑名市消防本部）……………2,216千円
老朽化した医療用酸素ボンベ等の資機材を更新し、災害現場等の情報収集に活用するためドローンを購入します。
- 56 消防団施設整備事業費（防災課） P135
（1）【新規】消防団詰所備品購入事業（藤原地区消防団詰所）……………4,000千円
新築した藤原地区消防団詰所に備品を整備します。
- （2）【新規】消防団詰所備品購入事業（大安東分団詰所）……………2,000千円
新築した大安東分団詰所に備品を整備します。
- （3）【新規】消防団車両購入整備事業……………21,544千円
大安南分団及び北分団に配備している可搬消防ポンプ付き積載車を更新します。
- 57 消防水利整備事業（防災課） P135
【新規】①消火栓新設工事負担金 ②消火栓改修工事負担金……………18,600千円
消火栓について、自治会要望により①員弁町御園団地及び大安町大井田において新設し、②北勢町東村、麻生田、瀬木、員弁町平古及び大安町大井田において取替え、③員弁町市之原、岡丁田、下笠田及び大安町梅戸において修繕し、④大安町門前において撤去します。

- 58 防災設備整備事業（防災課） P137
 【新規】コミュニティFM機器更新事業……………10,780千円
 緊急情報伝達システムとして使用しているいなべエフエムの放送機材が老朽化しているため、機材の一部を更新します。
- 59 自主防災活動事業（防災課） P137
 【新規】自治会防災訓練等経費補助金……………3,000千円
 大きな地震や災害に備え、自治会主体で炊出しが行える体制を構築できるよう、地域振興基金の運用益を活用し、訓練実施にかかる費用を補助します。
- 60 G I G Aスクール構想整備事業（学校教育課） P139
 【継続】G I G Aスクール端末購入……………46,888千円
 平成30年度に導入したタブレット端末について、令和6年度から令和10年度までの間に順次更新します。
- 61 教育総合研究所事業（学校教育課） P143
 【継続】教育総合研究所を中心にした保育と教育の連携強化……………1,700千円
 保育園児から中学校卒業まで途切れなく福祉、保育及び教育をつなぐため、保育行政と学校教育の連携強化が必要であることから、①架け橋プログラムの推進、②保育・教育スタンダード（理念）の作成・啓発、③子育て力（家庭教育力）の向上に向けたリーフレットの作成・啓発及び④非認知能力育成のための研究推進事業を実施します。
- 62 公立小学校施設整備事業（教育総務課） P145
- (1) 【新規】三里小学校エレベーター設置及び屋根改修工事設計業務……………6,476千円
 バリアフリー化を推進することにより、配慮が必要な児童や教職員の移動の円滑化及び避難所の機能向上を図るため、エレベーターを設置するとともに、老朽化した屋根の改修工事を行います。
 - (2) 【新規】三里小学校プール解体工事……………50,650千円
 小学校のプール授業については、いなべ市温水プールでの実施に移行していることから、公共施設等適正管理推進事業債を活用し、プール解体工事を行います。
 - (3) 【新規】治田小学校プール解体工事……………46,650千円
 小学校のプール授業については、いなべ市温水プールでの実施に移行していることから、公共施設等適正管理推進事業債を活用し、プール解体工事を行います。
 - (4) 【新規】阿下喜小学校プール解体工事……………43,850千円
 小学校のプール授業については、いなべ市温水プールでの実施に移行していることから、公共施設等適正管理推進事業債を活用し、プール解体工事を行います。
 - (5) 【新規】員弁東小学校通級指導教室増築工事調査設計業務……………1,360千円
 児童数が年々増加傾向にあること及び通級指導教室設置校であることにより、慢性的に教室が不足していることから、教室不足の解消及び利用者の利便性を図るため、自校及び他校の児童が使用する通級指導教室を別棟に新築するための調査設計業務を実施します。
 - (6) 【新規】員弁西小学校揚水ポンプ取替工事……………1,500千円
 児童が安心して使用できる教育環境の向上を図るため、老朽化により故障した受水槽揚水ポンプの取替工事を行います。
 - (7) 【新規】山郷小学校電話設備更新工事……………1,200千円
 電話機の設置台数が不足していること等により教職員に不便が生じているため、電話設備を更新します。
 - (8) 【新規】三里小学校電話設備更新工事……………950千円
 電話機設置台数が不足していることにより教職員に不便が生じているため、電話設備を更新します。
 - (9) 【新規】山郷小学校教室掲示板張替工事……………500千円
 普通教室の掲示板が経年劣化により使用に支障が出ているため、掲示板クロスを張り替えます。
 - (10) 【新規】十社小学校図工室工作台天板取替改修工事……………1,300千円
 図工室の工作台天板が経年劣化により損傷が多数生じているため、工作台の天板を取り替えます。

- 63 社会体験推進事業（小学校）（学校教育課） P145
 【継続】小学校水泳授業指導事業……………20,423千円
 温水プールを利用した水泳授業について、対象校を6校から11校に拡充し、市内の全ての小学校で実施します。
- 64 公立中学校施設整備事業（教育総務課） P149
 【新規】大安中学校屋内運動場床面塗替工事……………1,000千円
 体育館のアリーナ床面が経年劣化により滑りやすくなっていることから、部活動の効果的な練習及び大会会場としての機能向上を図るため、床面を塗り替えます。
- 65 部活動振興事業（学校教育課） P149
 【継続】いなべ市地域クラブ活動モデル事業……………11,434千円
 県の部活動地域移行スタートアップ事業補助金や集落支援員制度を活用して学校部活動を地域へ移行します。令和8年度中に現在各中学校で実施している全ての種目をモデル事業として実施します。
- 66 文化財の保存活用支援（生涯学習課） P157
 【継続】市史編さん事業……………26,013千円
 市史編さん委員会、市史編集会議を開催するとともに、編集委員等による資料収集、現地調査・研究及び講演会を実施します。
- 67 社会教育施設整備事業（生涯学習課） P161
 (1) 【新規】大安公民館劣化度調査委託……………1,243千円
 建築から42年が経過し施設の老朽化が激しいことから、長寿命化工事に向けて施設の現状を正確に把握するため、施設の劣化度調査を実施します。
 (2) 【新規】北勢市民会館過電流遮断装置修繕工事……………968千円
 施設を安定的に運用するため、落雷時などの過電流を遮断し、機器への影響を防止する過電流防止設備を修繕します。
 (3) 【新規】北勢市民会館キュービクル修繕工事……………660千円
 低濃度PCB廃棄物の処分期限が令和8年度末であるため、低濃度PCB含有機器である電気設備（キュービクル）を交換します。
 (4) 【新規】大安公民館キュービクル修繕工事……………12,100千円
 低濃度PCB廃棄物の処分期限が令和8年度末であるため、低濃度PCB含有機器である電気設備（キュービクル）を交換します。
 (5) 【新規】大安公民館大ホール音響ミキサー改修工事……………660千円
 大ホールの音響ミキサーが故障していることから、安定的に音響設備が使用できるよう整備します。
- 68 スポーツ施設修繕事業（生涯学習課） P165
 (1) 【新規】員弁運動公園体育館空調設置工事設計業務……………17,000千円
 避難所の機能向上を図るため、空調設備を設置するための工事設計を実施します。
 (2) 【新規】其原グラウンド法面補修工事……………4,000千円
 階段法面の土砂が雨により流出し、隣接する放課後児童クラブ側の道路が陥没する恐れがあるため、コンクリート法面の補修工事を行います。
 (3) 【新規】藤原運動場レンブロック交換工事……………2,000千円
 埋設型レンブブロックが経年劣化により破損し、砂の流出により埋設部分が露出していることから、利用者が施設を安全で快適に利用できるよう、レンブブロックの交換工事を行います。
 (4) 【新規】大安スポーツ公園体育館スポーツ備品購入……………4,600千円
 耐震補強及び長寿命化改修工事完了後の利用再開に当たり、利用者が安全で快適に利用できるよう、老朽化が激しい卓球台などのスポーツ備品を更新します。
 (5) 【新規】大安スポーツ公園体育館備品購入……………5,250千円
 耐震補強及び長寿命化改修工事完了後の利用再開に当たり、老朽化が激しい事務机などの事務用備品を更新します。
 (6) 【新規】大安海洋センター体育館備品購入……………2,400千円

耐震補強及び長寿命化改修工事完了後の利用再開に当たり、老朽化が激しい事務機などの事務用備品を更新します。

- 69 学校給食管理事業（教育総務課） P167
【継続】学校給食管理事業……………235,675千円
こどもたちの心身の健やかな成長を地域社会全体で応援する取組の一環として、学校給食費の保護者負担軽減を図るため、引き続き、学校給食費の無償化を実施します。
- 70 学校給食施設整備事業（教育総務課） P167
(1)【新規】大安学校給食センター洗浄室空調設備設置工事設計業務……………3,300千円
食器洗浄から出る蒸気により、洗浄室内の温度や湿度が高温になることから、夏場の過酷な労働環境の改善を図るため、空調設備を設置するための設計業務を実施します。
(2)【新規】大安学校給食センター洗浄室調理室床塗替工事……………9,900千円
調理室及び洗浄室の塗床が経年劣化等により一部が剥がれていることから、調理員がつまづくなど調理業務に支障が生じ、衛生面においても保健所から指摘されているため、調理室及び洗浄室の床塗替工事を行います。

【特別会計】

	令和8年度	令和7年度	増減額	前年度比
国民健康保険	46.3億円	45.8億円	0.5億円	1.1%
後期高齢者医療	14.9億円	12.5億円	2.4億円	19.2%
介護保険	41.2億円	40.5億円	0.7億円	1.7%
特別会計合計	102.4億円	98.8億円	3.6億円	3.6%

【企業会計】

	令和8年度	令和7年度	増減額	前年度比
水道事業	23.6億円	20.8億円	2.8億円	13.5%
下水道事業	32.3億円	29.7億円	2.6億円	8.8%
企業会計合計	55.9億円	50.5億円	5.4億円	10.7%

注 表示単位未満四捨五入のため、計算が合わない場合があります。

■水道事業会計

注 Pは、予算書のページ

1 水道施設整備事業（水道工務課） P315

- (1) 【新規】東海環状自動車道建設工事に伴う田辺地内送配水管布設替事業
80,000千円
 北勢町田辺地内の市道十第27号線が跨道橋となることから、中日本高速道路株式会社の依頼により送水管、配水管の移設工事を行います。
- (2) 【新規】東海環状自動車道建設工事に伴う向平地内配水管布設替事業・・・7,000千円
 北勢町向平地内の県道畑毛本郷線にボックスカルバートが設置されることから、中日本高速道路株式会社の依頼により配水管の移設工事を行います。
- (3) 【新規】配水管布設事業.....10,000千円
 大安町石樽東地内において、配水管が整備されていない路線に配水管布設工事を行います。
- (4) 【新規】水道管路耐震化事業.....338,000千円
 配水管の耐震化による避難所等重要給水施設への水道水の安定供給及び老朽化した管路の更新による有収率の向上を図るため、①北勢町阿下喜地内及び藤原町川合地内において基幹管路及び重要給水施設管路耐震工事を行い、並びに②北勢町平野新田地内、員弁町大泉地内、大安町丹生川中地内において老朽配水管布設替工事を行います。

■下水道事業会計

1 下水道施設整備事業（下水道課） P353

- (1) 【新規】ウォーターPPP導入可能性検討業務事業.....25,000千円
 下水道事業の持続可能な運営を目標とし、民間のノウハウや創意工夫を活用した新たな官民連携手法である「ウォーターPPP」の導入検討を行います。
- (2) 【新規】設計・施工一括発注方式発注支援業務.....20,000千円
 北勢町地内に布設された約65kmの陶管が耐用年数よりも早く破損していることから、早急に管更生工事等を進める必要があり、工期の短縮、効率的な工事履行を実現するための手法として、設計・施工一括発注方式を採用することとし、施工業者の選定業務を実施します。
- (3) 【新規】不明水対策陶管更新事業.....72,000千円
 下水道管のカメラ調査を実施し、管路の劣化度合い（緊急度）が高いと判定された区間から陶管更新工事を行います。

- (4) 【新規】 農業集落排水立田地区(3地区)の公共下水道編入の検討事業
 ……………16,000千円
 藤原町地内の古田、篠立、舞谷地区にある3箇所の農集汚水処理施設について、令和7年度に実施した調査により公共下水道への編入が効率的であるとの結果を受け、公共下水道への編入が物理的に可能であるか、また、当該編入に要する費用を加味した経済比較の検討を行います。
- (5) 【継続】 農業集落排水地区の公共下水道への接続事業……………78,000千円
 北勢町地内の十社南部地区にある農業集落排水施設について、令和9年4月の公共下水道への編入を目指して、公共下水道への接続工事を行います。
- (6) 【新規】 集中監視システム改築工事……………100,000千円
 下水道施設の適切な管理を図るため、老朽化した集中監視システムを更新します。
- (7) 【新規】 下水道耐震診断調査業務……………12,000千円
 避難所指定施設のうち、下水道耐震診断が未実施の大安海洋センター体育館、ふじわら高齢者生活支援センターいこい、ふじわら保育園、いなべ市役所本庁舎について、耐震診断調査を実施し、その結果に応じ耐震化計画を策定し、耐震化を図ります。
- (8) 【新規】 南金井処理分区流量測定業務(不明水対策事業)……………12,000千円
 南金井処理分区における不明水が多いため、流量計による調査を実施します。
- (9) 【新規】 効率的な事業実施のためのいなべ市下水道事業計画策定事業
 ……………12,000千円
 上位計画である三重県の北勢沿岸流域下水道(北部処理区)事業計画が見直しされることから、三重県の策定する事業計画と整合を図ることにより、効率的な下水道事業を実施することができるため、下水道計画を更新します。
- (10) 【新規】 マンホール蓋及び公共ます取替事業……………82,800千円
 宇賀、宇賀新田及び鍋坂に設置した公共ます及びマンホール蓋について、経年劣化による損傷等激しいため、取替工事を行います。

2 農業集落排水施設整備事業(下水道課) P353

- (1) 【新規】 中津原地区機能診断及び最適整備構想策定業務……………7,500千円
 供用開始から28年が経過し、施設が老朽化しているため、施設の機能が維持できるように将来を見据えて計画的に整備していくため、機能診断及び最適整備構想を策定します。
- (2) 【新規】 農業集落排水施設4地区最適整備構想策定業務……………11,000千円
 藤原町地内の中里北部地区、北勢町地内の十社中部地区、小原一色地区及び川原地区にある農業集落排水施設について、施設が老朽化しているため、施設の機能が維持できるように将来を見据えて計画的に整備していくため、最適整備構想を策定します。
- (3) 【新規】 東海環状自動車道工事に伴う向平地内下水道管布設替工事……………9,000千円
 北勢町向平地内の県道畑毛本郷線にボックスカルバートが設置されることから、中日本高速道路株式会社の依頼により工事の支障となる下水道管の布設替工事を行います。
- (4) 【新規】 農業集落排水汚水処理施設流量計設置更新事業……………10,100千円
 北勢町地内の中津原地区及び小原一色地区にある農業集落排水汚水処理施設について、施設が老朽化しているため、施設の機能を保全するため、流量計の取替工事を行います。

